

那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び 土地の寄附に関する調査特別委員会記録

開催日時 平成30年2月19日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 綿引 孝光 副委員長 古川 洋一
委員 大和田和男 委員 富山 豪
委員 花島 進 委員 筒井かよ子
委員 寺門 厚 委員 小宅 清史
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行
委員 勝村 晃夫 委員 笹島 猛
委員 助川 則夫 委員 君嶋 寿男
委員 遠藤 実 委員 福田耕四郎

欠席委員 なし

説明のため出席したものの職氏名

総務課長 川田 俊昭 財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 会沢 実
建築課長 玉川 秀利 学校教育課長補佐 渡邊 勝巳
参考人 市民生活部長 石川 透

職務のため出席した者の職氏名

議長 中崎 政長 事務局長 寺山 修一
次長 清水 貴 次長補佐 横山 明子

会議に付した事件

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項について
…参考人に対する聴取を実施。耐震診断及び証人喚問について協議。

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時59分）

委員長 お忙しい中、当委員会にご出席を賜りまして本当にご苦労さまでございます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は16名であり、欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を開会いたします。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

議長からご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

今委員長が申したとおり、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会、ご苦労さまでございます。慎重なるご審議をお願いしまして挨拶といたします。ご苦労さまです。

委員長 それでは、これより議事に入ります。

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項についてを議題といたします。

本日は、調査事項について証言を求めるため4名の証人に出席をいただき、お話をお聞きすることにしておりましたが、まず証人の出席状況について事務局より説明願います。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

本日ににつきましては、午前中に前市民生活部長、それから相続人であります橋本信彦さん、それから午後から阿久津弁護士、篠崎弁護士においでいただくということで通知を出してございましたけれども、4名の方からまず前市民生活部長につきましては、診断書が提出されてございます。橋本さんにつきましては、欠席理由といたしまして、前回同様、仕事で福島県に単身赴任しているため、特に冬期は積雪のため帰省が困難であるということで、欠席の届けが出ております。

それから、阿久津弁護士につきましては、複数の自治体の訴訟の打ち合わせが行われるということで出席ができないと、また仮にご質問の内容が受任した事件に関することとなりますと、弁護士法上守秘義務が課されておりますので、そもそも証言ができないこととなりますので、再度ご配慮をいただきたいというご返事でございます。

それから、篠崎弁護士に関しましても、同日水戸地方裁判所にて口頭弁論に出頭するためという理由で欠席ということでございます。

以上でございます。

委員長 ただいま事務局のほうから欠席の理由等についてお話がございましたが、いかがいたしましょうか。

証人の方の欠席に関しまして、正当な理由であるとかいろいろ考えられますが、この件につきましては、最後に今後の方策というところであわせて検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、そういうわけで、証人の方がおみえになれませんので、次の議題に進めたいと思っております。

耐震診断ということでございますが、本日の委員会は前回の委員会で結論が出ませんでした旧歯科ビルの耐震診断の具体的方向性について、再度ご協議をお願いしたいと思います。

前回の委員会での調査を踏まえ、正副委員長において協議した結果、建築士事務所協会

以外の耐震診断見積もり及び平成 22 年度に行いました幼稚園の耐震診断の内容について執行部から説明を求めたいと思い、本日執行部に出席をお願いしておりますので、説明を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 (午前 10 時 05 分)

再開 (午前 10 時 06 分)

委員長 再開いたします。

執行部が出席いたしました。

前回の調査特別委員会で耐震診断について、建築士事務所協会の見積もりについてご説明いただきましたが、建築士事務所協会以外の見積もりについてと平成 22 年度に行いました幼稚園の耐震診断について執行部より説明をお願いします。

まず、耐震診断の見積りについて説明願います。

見積書の提出はございますか。

建築課長 おはようございます。建築課長の玉川と申します。以下関係係、課、課長が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、見積もりの件につきまして、配付ということではまだ書類はそろえてはいないんですが、まず事務所協会以外の見積もりということでご説明させていただきます。

まず、前回事務所協会で 547 万 4,520 円という見積もりをいただきました。事務所協会というのは、私どもがふだん指名業者として指名をかけている設計事務所のほとんどの事務所が所属している協会ということでとらせていただきました。

参考にはほかの事務所からの見積もりということで、名前はちょっと伏せさせていただきたいんですが、A 業者、B 業者、それとあと前回百条委員会の中で日本耐震診断協会のお話が出ていたかと思えます。まず事務所協会以外の県内の見積もりの状況なんですが、まず A 業者 423 万 3,600 円というのをいただいております。それから、B 業者としまして 480 万 1,680 円、これの比較としましては、事務所協会からとったものの中から図面が確認できたということで、その部分を除いた見積もりをいただいております。

それとあと日本耐震診断協会というのが、我々ちょっとふだんおつき合いしている協会ではございませんので、この参考ということでいただいた見積もりは正式なものではないんですが、237 万 6,000 円というのをいただいております。これは当時建築確認申請の検査済みを受けているのが条件ということで、そのほかに実際のところは現地をもう少し見ないとわからないということと、何かあったときに、はつり工事等の別途計上はさせていただきますということではいただいております。

見積もりの状況としては以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

引き続き平成 22 年度に行いました幼稚園の耐震診断について執行部より説明願います。
学校教育課長補佐 学校教育課、渡邊です。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

平成 22 年度に幼稚園の耐震診断を実施いたしまして、当時私担当者として設計のほうに当たらせていただきました。その当時の設計について概要を説明させていただきます。

この今回の発注した設計の根拠としましては、先ほどからお話が出ています社団法人茨城県建築事務所協会、こちらからの見積もりを参考として予算を計上し、その協会のほうから出されている耐震診断業務報酬等積算算定式、それと建築事務所協会の見積もりを参考とし、算出いたしました。また、判定会議に要する費用につきましては、耐震診断、耐震補強判定委員会費用、その取り扱い基準にのっとり計上したところでございます。積算の方法としては以上になります。

委員長 以上で説明が終わりました。

何か質問等ございましたらお願いいたします。

花島委員 今の説明がよくわからなかったんですけども、幼稚園のことを聞いたんですよね。こういうふうに行ったというのだけではちょっとよくわからない。私は正直言って幼稚園のことはどうでもいいっていうのは言い過ぎですけども、余りかかわりはないと思っているんですが、皆さん関心があるので、どういう基準でやり、結果としてどういう見積もりをし、それからどれだけお金が掛かったかというところまで話していただかないとわからないです。

以上です。

学校教育課長補佐 それでは、改めましてご説明いたします。

当時幼稚園ですけども、設計としましては5園5棟を積算いたしました。こちらのほうは横堀幼稚園、菅谷幼稚園、五台幼稚園、芳野幼稚園、菅谷西幼稚園です。これなんですけれども、合計の延べ面積といたしましては1,627平米ありました。

先ほど申しあげました積算基準、見積り等を用いまして、設計のほうを計上いたしまして、契約額としましては894万6,000円で落札されました。当時の落札業者なんですけれども、柴建築設計事務所、こちらは水戸市泉町にある会社でございます。

あと経緯なんですけれども、この調査をしている中、菅谷幼稚園の一部ですが、隣接している園舎、こちらは152平米と小さいものでしたので対象になっていなかったんですが、地中梁で連結をされていると、要は建物が一体の構造になっていたということで、この部分について再度診断が必要ということなので、設計変更を行いました。

また、同じように額田幼稚園、今回対象ではなかったんですけども、こちらも構造が2棟とも一体につながっているという構造だったので、設計変更を行い、再度調査をするということで、227万8,500円の設計変更増を行っております。

その後最終的には6棟6園 1,122万4,500円の契約という形になりまして、延べ面積としましては2,081平米調査を行いました。

耐震診断の結果なんですけれども、額田幼稚園がI s値0.21、菅谷幼稚園がI s値0.24、菅谷西幼稚園がI s値0.33、芳野幼稚園がI s値0.19、五台幼稚園がI s値0.27、横堀幼稚園がI s値0.15という判定結果となりまして、全て耐震性能がないという判断基準となりました。

説明は以上になります。

花島委員 すみません、I s値について少しわかりやすく説明していただきたいんですが。

建築課長 耐震診断に用いるI s値、これは耐震指標と言われているもので、一般にI s値が0.6以下は耐震性がないという判断基準になります。0.6から0.3の場合は、倒壊または崩壊する危険性がある、それからI s値が0.3以下は倒壊または倒壊する危険性が高いという数値を出します。

耐震診断の目的というのは、前回の百条委員会の中でも説明させていただいたんですが、そこに住み続ける、もしくは使用し続ける中で、阪神・淡路大震災、震度7と言われているものですね。震災、大地震が来たときに倒壊して、そこに人がいて圧死するとかというのを防ぐために、部分的に壊れるのはある程度容認されます。でも完全に倒壊して人命が失われるというものを事前にこれを調査することで、どこが脆弱、弱い部分をどういうふうに補強したらいいのかというまず最初の診断としてそれを行います。その後耐震の補強設計、補強方法をいろいろ今度はもう一度構造計算をし直して0.6、学校でいうと0.7なんですけれども、一般のその他の建築物に関しては0.6以上の指標になるように、数値になるように補強する、たださすがに0.3以下ですと今までの学校であったり0.3以下でも補強をして使い続けるところもあったんですが、基本的にはもう倒壊するおそれがあるということで、建てかえているような状況でございます。

そのほかにその指標の計算の仕方は申しわけないんですが、これ非常に専門的なところで、私も説明できるだけの知識を持ち合わせてないところもありますので、基本的にはそのI s値というのを出すのが耐震診断の目的というふうに捉えていただければと思います。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

花島委員 お答えしていただけるかわからないんですけれども、橋本ビルができたときの建築の基準というのは、今よりずっと緩かったわけですね。それでそのときの建築基準に通るだけの設計をした場合に、今だったら大体ですがI s値でいうとどういうことになりそうなのでしょう。

建築課長 数字なので非常にお答えしづらいところです。一般的にというよりもまず耐震診断の基準となる時期というのが昭和56年5月31日になります。6月1日から施行された

建築基準法の新耐震の基準にのっとって計算したものであれば、耐震診断の必要はないというふうに一般的には言われております。この昭和 56 年とか昭和 45 年なんかにも建築基準法が大きく変わりました、それはその前に起きた大きな地震を教訓に基準法が見直されてきました。ではなぜ阪神・淡路大震災で基準が見直されなかったかということ、昭和 56 年以降に建てられた建築物が阪神・淡路大震災でかなりの部分が残ったということで、昭和 56 年につくった基準が十分であろうということで、大きな建築基準法の見直しがされなかったというのが経緯になります。

では橋本ビルはどうかということになりますと、昭和 53 年 3 月に竣工ということを知っております。それは昭和 56 年以前ですので、旧耐震基準、建築基準法の構造基準という旧耐震基準になります。非常に判断は難しいんですが、一般的に先ほど渡邊のほうの説明させていただいた幼稚園等はほぼ 0.3 以下になっている、しかも平屋建てでということをお考えますと、耐震性は非常に、3 階建てで 1 階の部分が 3 分の 1 程度が駐車場になっているピロティー方式ですね、それから一番鉄骨と言われるのは、現地がちゃんと図面どおりにできているかというところでの現地調査というのが非常に重要ですので、耐震診断の診断費用に特別経費としてその現地調査費がいろいろの間もお話ししましたように、溶接部分を調査したりということにどうしてもきちっとそこを調査しないと指標は出せないんですが、これ申しわけないんですけども、一般論ということでの話になりますと、図面等も私もできる限り残っている図面を見させていただきました。

それから、やはり自分では判断がつかないところは構造設計の方にもちょっといろいろお話を聞きました。その中で当時使われていた鉄骨の溶接方法であったりということが非常に脆弱だというのが当時はあれが一般的だったと言われておりますので、今回の診断をやっても 0.6 を超えるというのはちょっと考えづらいかなというふうには考えております。0.3 も微妙だなというふうには思うんですが、申しわけないんですが、ここについては、やはり誰に聞いてもだと思えます。構造をなりわいとする人に聞いても大丈夫だとかいいとか悪いとかという判断は多分軽々にはできないんだと思えます。すみません、そういう説明でよろしいでしょうか。

副委員長 すみません、先ほど課長からご説明のあった他社からとった見積もり、それから教育委員会からあったその数値とかも含めて資料で出してください。A 社、B 社伏せてもいいですから、その見積もりを出してそれを説明していただかなければ我々何の説明を受けているのかわからないですよ。見積もりもどういう頼み方をしたのかということが我々聞きたいわけですから、ただ金額だけこれで出ましたというものを説明されても余り意味がないと思うんです。どうですか。

建築課長 すみません、事前にその書類、私のほうでは申しわけないんですけども、用意するという、最初からそういう考えではなくて、今回その説明をしてくれということだったので、すみません、用意はできますけれども、今お手元に配付するだけのものは用意

しておりませんので、これはコピーを出したいと思うんですが、ちょっとそれには先ほど言いましたように一応個人の事務所からの見積もりをいただいていますので、そちらのほうは伏せさせていただきます。

それから、日本耐震診断協会というところも私ちょっと電話でいろいろ話を聞かせていただいたんですが、一般の設計事務所というか、一民間企業であるということと、あと那珂市のほうでの指名業者ではございませんので、こちらについては正式なものではなくて、参考にとということにさせていただきたいと思います。すぐに用意したほうがよろしいでしょうか。

委員長 資料をいただいたほうがよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 23 分）

再開（午前 10 時 23 分）

委員長 再開します。

学校教育課長補佐 幼稚園の見積もりなんですけど、現在手元には保存されておらずでして、私教育委員会のほうから来ていましたので、そちらのほうまで用意していないという形でしたので、ただ幼稚園の場合につきましては、設計の先ほど申しましたけれども、建築事務所協会、こちらのほうの見積もりを参考に予算をとらせていただいていますので、考え方としては同じになるのかなと思っております。

遠藤委員 ちょっと多分事前の説明が不足していたら逆に申しわけないなとは思いますが、この幼稚園の件で話を前回出したの私ですから、私からその意図を申し上げますと、前回その事務所協会さんのほうからの見積もりが出てきたわけですが、これが果たしてどれだけ適正なのかがこれだけではわからないという趣旨なんです。

なので、ほかのいろんなもののデータが比較検討が必要であるというふうな判断なので、その一方で例えば建築課さんのほうでほかに新たにあれを診断するとなるとどういうものがどれぐらいの見方になるのかな、幾らになるのかなということで、ほかに新たにこの見積りをとるとするとどうかという部分と、もう一つこの幼稚園の部分というのは、もう既に市のほうで執行している内容なので、全て明らかになっているはずなんです。ただしその前回建築課長のほうでこれは5園分で1,600平米のものだと、それで894万円だというご説明をいただいているので、それだとすると平米単価でいうと5,400幾らになるんです。それを今回の橋本ビルに掛け合わせると151万円ぐらいにしかならないんですよ、平米単価でいくと。

だから今回の協会の550万円と大きな開きがあるので、これは過去に那珂市がもう事務として執行した内容が894万6,000円ですから、これは決算としてもう出しているはずなので、どういう内容で5園分の耐震診断が894万円なのか、それを資料として明らかにしていただきたいという趣旨で私出してくださいと申しあげたので、見積もり云々

関係なしにこの年度で市が事務事業を執行した 894 万円の内訳全てを出してくださいという意味です。

学校教育課長補佐 わかりました。すみません、ちょっと資料のほうを用意させていただきます。

委員長 よろしくをお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 26 分）

再開（午前 10 時 37 分）

委員長 再開します。

小宅委員 この間皆さん見学行かれたと思うんです。私も初めて中に入ってきました。思ったよりしっかりしているなという印象でありました。らせん状に階段が回っていたんですけども、それをちょっと建築の関係の人に聞いたらば、恐らくそれは強度を出すために中 2 階、要はらせん状な構造にしているんだらうということで、そもそも歯科医院だったので、何トンという重機を入れたはずだから相当なパイルが入っていて、早々壊れるものではないだらうというような話を受けました。それはその人の一意見としてです。

そもそも始まりとしましては、市長が倒壊のおそれがある市民の生命に危機を与えるというような話から始まっています。倒壊で市民、中に人が住んでいない民間の建物が市民の生命に危機を与えるということは、いわゆる道路に向かってばったんと倒れること以外は考えられないんです、はっきり言えば。そういうことがあり得るかどうかということがわかればいいんです。それを証明するのは執行部がやることです。市長が言ったことなんですから、私たちが壊れるかどうかを証明するものではないんです。市長が壊れると言った根拠を示してくださいと言っていることです。

もしそれができないのであれば、結局さっき課長からもありましたけれども、早々に判断できるものではないと、そのとおりだと思うんです。さっき私が話聞いた方もそういう意見でしたし、課長はおそらく耐震は 0.6 いかないだらうという判断ですし、早々に判断できないものは市長は確信を持って判断したわけなんですから、その根拠を示していただくのは執行部の責任だと私は思います。ですので、そこを執行部のほうで説明をするべきだと私は思います。その軽々に判断できないことを判断したということでの、勝手に判断したということでの判断でも、そういう結論でも構わないです。それはそれであればということです。

委員長 ほかにございませんか。

花島委員 市長は確かに倒壊のおそれと言いましたけれども、何も無いときに倒壊するとは言ってませんよ。大きな地震がくるかもしれないということも含めて言っているのであって、それで確かにこういう耐震診断やった結果の言葉でないにしても、あの建設された時期の古さを考えれば、ある意味では常識的な判断だと私は思うんです。あれが特に丈

夫につくられているという話ではないですから、そのときの基準に対して。

一方で果たして再利用できるのかということ考えたときに私は再利用できる可能性は非常に低いと思うから、そのわずかな可能性にかけて何か市が余計なお金をかけるのは僕は余り意味がないと思っています。

そのきちんとした診断というものが、例えば 20 万円、30 万円とかこの間どこかでありました 60 万円ぐらいでできるんだったら、多少それが結果として余計な費用であったとしてもやる価値はあると思っていますが、これが 200 万円、300 万円になったら私はもうやる価値はないと思っています。そういう意味の総合的な判断で市が取り壊すということの方針決めたというのは私は全然おかしいとは思わない。

ただ一方でいろいろなそういうリスクに対して市がどこまでみるかというのは、これは一つの行政判断なので、それについて意見があるなら議論をしていいと私は思いますけれども、でも要するに市長がああいうふうに言ったからおかしいというのは僕は全然当たってないと思います。

以上です。

笹島委員 そもそもあのビル云々と言われてはいますが、全国的にもそれから那珂市内にも、那珂市内 820 軒の空き家があって、倒壊寸前も何軒かあるわけですよ。その中において我々は原点に戻らなければいけないという、要するに視点をなぜああいう特別にあそこだけを解体しなければいけない、寄附をしなければいけない、なんでそういうことを公の、本来であったら民間のあの人たちが所有者が相続した人たちがやるべきものがなんでああいう負の遺産を、よりによって引き受けて寄附をしていかなければいけない、それを我々は本来真相究明しなければいけない、どれを考えて常識でもおかしいと思う、それを我々は原点に戻ってそれで先ほど言った 200 万円、300 万円、500 万円、それはあくまでも耐震のことであって、いずれにしろあそこは解体すべきものになってしまうでしょう。その前に 200 万円、300 万円というお金をかけてやる云々よりも目視で云々という、先ほど小宅委員が言っていましたけれども、本来だったら執行部が我々にこういうあれでということを示してもらいたかったですけれども、後手後手に回って我々が何でこの耐震のもの、解体するものをなんで貴重な時間にこの問題だけで時間を費やさなければいけないのか、本来のものに戻らなければいけない、要するに疑惑だらけなんですよ。それを我々は真相究明していかなければいけないということが百条の意義だと思うんですけども、ちょっとずれてきているところがあるので、そこは委員長、どのように思うのか。

遠藤委員 ずれているとは思わないんですよ。調査委員会なので一個一個調査していくということが私は必要だと思うんですよ。ただ流れはおっしゃるとおり小宅委員、笹島委員おっしゃるとおり、そのとおりなんです。ただせつかく調査委員会なので、実際にこれを本来は市がやらなければいけなかった危険度調査もしくはその市民に対して説明す

るだけの客観的な根拠をとっておくこと、これをやってないで寄附を受けてしまっているので、市が本来やらなければいけないことを議会がかわって、本来やればよかったのだけれども、執行ができないので、改めて市にその客観的な根拠をつくってもらう一応段取りというか、それを確認を今している段階なんですね。

幾らかけて耐震診断をするかどうかというのは、まだこれから資料が出てきますから、それをまず見ていろいろ見て、確認をした上での議論でいいと思うので、それはちょっとまだ後でいいと思うんです。とにかくせっかく調査委員会なので、いろんな資料を出していただくこと、それからそれについていろんな説明をしていただくこと、これは会議録にきちんと全部残りますので、それはそれで一つ一つ事実の確認という意味では意味があると思っています。

あと先ほど花島委員がおっしゃる常識的な判断かどうかという部分でいうと、なかなか難しいと思うのは、この昭和 53 年に竣工されたいわゆる昭和 56 年以前の旧基準のもとで行われたものの建物が、これからこれ古いから危険だから全部寄附するから壊してくれというようなことになって、それがみんな常識的な判断として引き受けるということになったらえらいことになりますから、やはりそれはなぜここだけ特別に許されなければならなかったのかというのは、これは我々も議会として市民に説明できなければいけないので、それに関してはまだ我々は客観的な根拠は誰も得てないと思うんですよね。

あれだけ寄附を受けた許された根拠というのが、だからそれは一つ一つ調査をして、一つ一つ丁寧に資料を出してもらって、議事録に全部残してやっていくということではないと。議論は積み重ねていけばいいと思うので、実際にただ 550 万円というような見積もりが出てきた、これがどうなのか、ほかでまたとってもらったものもある、それがどうなのか、それはそれで中身、内訳見るのはいいんじゃないかと思うんですよね。

小宅委員 私が言いたいのは、いわゆる耐震診断を執行部がやりたければやってもいいですよという立場なんです、議会としては、そうですよ。いわゆるこの百条委員会の報告書というのをこれからつくると思います。そのときに執行部は客観的根拠もないまま危険と判断して寄附を受けたという報告で終わるだけの話なんです。なんの根拠もないということとそれを認めていただければそれでその報告書にそう記載するだけなので構わないんです。

もし執行部のほうがあれが本当に危険だということを証明したいのであれば、耐震診断をやったらどうですかというそれだけの話でございますので、もう本当に客観的な資料がないんだけど、主観的に判断しました、そういう報告書をつくればいいだけの話だと私は思うんですけれども。

助川委員 そもそもこの案件は、執行部は負担つき案件でないと、議会からは負担つき案件にあたるということで、そういうものをどうしてその寄附をいただいたんだということが発端だったと思うんですが、結局その判断は執行部はじめ市長がそういう危険物件だと

ということと、それから固定資産の滞納等にもなっていた物件、さらには相続も可能でない物件になってしまっていて、市としてあそこの場所にそういうみすばらしい形を、あるいはまた危険な物件をあのままにしておいていいかという判断のもとに確固たる根拠が得られないまま市長の判断のもとにやったという、結果的にはそういう状況になっているわけですね。

その判断に対して我々は負担つき物件だろうということで、議会のほうでは解体費を却下したという経緯で現在に至っているわけだと思うんですが、これタイムスケジュールとして、養生の契約も年度で切れるでしょうから、さらにこれ3月を過ぎればまた新年度に向けてそういった経費も上積みされていくということもあるので、このところは議会としては市民の皆さん方への説明として一方であのままの状況で経費をまだまださらに1年間というか、いつまでかけてあの物件、あるいはまた土地がそのために上積みされて売却できるような形ならばいいけれども、そういうことはあり得ないと思うので、この問題に関しては議会としても最終的には委員会としても大英断的な形で、市民の皆さんに負担をかけない方向性を見出さなければならない時期にきてしまっているというふうに私自身は考えます。

花島委員 助川さんに対してではなくて、幾つかの点で皆さんが言っていることに異論を唱えたいです。一つは私は説明できます、市民に対して。こういう経緯でこうですと。では完全に公平かというところを決して公平ではないです、そういう意味では。だけれども、市政の中ではそういうのがたくさんあります。道路がここにできる、できないというのがあ、それはいろいろな事情があつてそうなる、なるべく公平にしようというのはあるべき姿だけれども、100%に公平にはならないです。

それともう一つ、議会が負担つき行為だというふうに言ったというのは間違いで、誰も負担つき行為だと言っていると僕は聞いていません。遠藤さんがその疑いと言っているだけです。違いますか。だからもし負担つき行為だということになれば議会の承認を得てないんだから無効だということになって、要するにあれはまだ市のものではないということになるんですね、法的には。そうになっているんですか。我々はそういう宣言していませんよね。これを確認したいと思っています。

それから、皆さん議員みんなだつて勝手に言わないでくださいね。私はこう思うとか多くの人が思うぐらいいいですけども、大分私は少数派で、この件に関しては意見が違、うので、私も含めてそんなふうに言われるのはお断りです。

それから、小宅さんがおっしゃった報告書になんて書くか、客観的なにがないままというそれ一言だけで書くのはおかしいです。現にそれだったら今まで市長が答弁したこと、執行部が答弁したこと、こういう間断でしたという言葉がありますから、さっき言ったようにつくりが古いとかそういうことですね。それもちやんと載せた上の報告書にならないとおかしいです。それを除いて客観的判断がないと言うのはおかしいですね。

あと早々に処理したいというのは私も同感です。

小宅委員 花島さん、別に議会の中であの物件をどうしようと今百条委員会で話しているわけではないです。百条委員会は執行部がどういう経緯をたどったかを調査してそれを報告書にあげる、それが委員会の役目だと思うんです。ですので、今花島さんが私はこう考えているとかどうだというのはどうでもいいんです。百条委員会なので、百条委員会で調査してそれを客観的根拠、事実を積みあげていって一つの資料にまとめる、それだけの話だと思います。

以上です。

花島委員 私はあれを、今言ったことを事実を積みあげるときに、小宅さんは今言った客観的に判断がないままみたいな書き方を書くというそれだけ言うからそれについてだけです。事実で市長が答弁したこととか、これまで執行部が答弁したことをちゃんと載せた上でそれは次にそれが客観的であるかどうかという評価の話ですよ。だからそれは逆に小宅さんが言っていることのほうがおかしいです。

小宅委員 私は報告書に書くこと全てを今ここで言っているわけではないです。その客観的資料がないままにという一番当然入れるべきだと思いますが、それ以外のことを入れるなど言っているわけではないですし、それは私1人が今さっき言ったことであって、その手法のやり方でありますので、そこに対して今ここで議論することではないと思います。

以上です。

委員長 資料のほうのできたのであれば頂戴したいと思います。

それでは、今頂戴した資料をもとにもう一度説明をお願いしたいと思うんですが。

では、説明のほうお願いいたします。

学校教育課長補佐 それでは、私の学校教育課のほうの部分からご説明いたします。

お手元の資料のほうに7、耐震診断業務報酬算定方法と書かれた資料とあと那珂市立幼稚園園舎耐震診断（2次診断）と書かれた資料、こちらが学校教育課部分の資料になります。

まず、耐震診断の報酬算定、こちらのほうなんですけれども、こちらは平成22年当時に使用したものでして、現在は使用されているものではございません。内容についてなんですけれども、1ページめくっていただきまして、II-10と書かれているところ、こちらなんですけれども、こちらの④で中段になります。S造体育館及び類似の建物、こちらの算定式をもとに設計を作成しているという形になります。こちら事務所協会からの見積もりもこの算定式をもとに作成しておりますので、こちら私どものほうで算定した金額も同じものになっておりましたので、参考までにこちらのほうの資料を提出させていただきました。

II-11 ページ以降につきましては、こちらが建物の形状による算定の仕方もしくは床面

積による算定の仕方ということで、おのおの指数のほうを計上するような形になっております。

II-13 のところなんですけれども、こちらが建物の形状による難易度、こちらによってまたこれも指数のほうでどの程度複雑な建物なのかによって計算数値が変わってくるというような形になってまいります。

II-15 ページになります。こちらが特別経費として現場調査を行うような内容になっております。今回幼稚園のほうは鉄骨づくりということでしたので、S造という欄を横に見ていただくような形になります。

以上が設計の基準のほうになりまして、もう1枚の資料をお願いいたします。

こちらが幼稚園の耐震診断のときの仕様書になります。最終部分ということで変更後のものをお手元のほうに配付させていただきました。これによりまして設計を委託しているところなんです、内容としましては4番のところ建物の状況ということで、各幼稚園の構造、階数、あとは面積等を記載しております。

1ページめくっていただきまして、今回図面等がございましたので5番のところに貸し出しの書類はこういうものを提示いたしますよと、6番のところに調査の内容ということで、診断の準備というところから7番の中でどのようなものを作成するか、どのような調査を行うかということをお明記させております。

7番のところ幼稚園ということですので、耐震診断のI s値、仕様については0.7以上かつ保有水平体力については1以上のものということで、基準のほう明記しております。

あとは契約の期間等についてこうやったものが今回の資料ということになっております。

幼稚園についてはこのような内容のもとで発注を行い、耐震診断の調査を行ったところ
です。

建築課長 引き続きましてお手元のほうに配付させていただきました見積書のほうを確認させていただきたいんですが、縦長のほうの見積りのものと横づくりの見積りとそれとあとA4、1枚でこれはファクスでいただいたものなんですが、日本耐震診断協会の見積りと3部がお手元のほうに配付されたのかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

建築課長 まず耐震診断協会以外の2部の見積書のまずそれぞれの、縦長のほうからにいたしましょうか。3ページをおめぐりください。

こちらのほうは消費税込みで423万3,600円ということで、その次の内訳としまして、見積書でいう2ページですね、枚数でいうと4枚目になるんですが、まず直接人件費診断業務、これは非常に抽象的なんですが、構造計算をやったり、それから書類をまとめたりということで、国の告示に基づき計算しますと、500平米以下は皆同じ計数になりまして、290時間かかるだろうと、人件費から算出しまして、人件費というのは技師Cで3

万円というのがあるんですが、これは県の基準にのっとってその8分の1、8時間で割り返した時間数が計上されております。それから、諸経費としまして100%、技術料等の経費として50%というのが使われております。

次に、Dの特別経費、これが現場の調査費用になります。これは次のページをお開きください。ページ数で3、ここでこれは各社考え方が若干違いますので、必ずこれをやりなさいというよりも構造計算、それから算出にあたってそれぞれの事務所が考える調査というのはこういうものをやれば計算が出せるだろうということで計上してもらっていますので、ここについては各社ばらつきがあると思います。仮設の養生に関しては、既に足場があったりもしますので、ゼロというわけではなさそうです。これちょっとどういう経費ということの積み上げかははっきりわからないんですが、一度はがしたものをもとに戻したりということで、仮設養生費の部分が計上されております。

続きまして、コンクリートの強度試験としまして、建物を診断するにあたっては、既存のコンクリートの強度というのがどのぐらいで、設計どおりになされているかということ調査する方法なんですが、二通りありまして、現地でコンクリートに穴をあけてそれを公的機関で圧縮試験をやったり、ここでいうシュミットと書かれているのは、これを簡易に測定するシュミットハンマーというのがございます。これはあくまでコアを抜くというか、現地でサンプリングをとってつぶすよりは値としては不正確な部分があるんですが、それでも簡易診断方法としてこのシュミットハンマーをやって、これをデータを解析してもらうための経費になっております。

それから、次に超音波探傷試験というのがこれが先ほどちょっと説明させていただいた中に鉄骨の建物で一番重要なのは、溶接の部分になります。柱と梁全て溶接で現場で組み立てられている、全てではないんですが、かなりの部分で現場で組み立てられる、そこが現地で溶接をされる、その溶接の中に亀裂があるかどうかということを探傷試験で調査をいたします。これが計上される、これはほかの業者さんも同じような計上になっております。

それと鉄骨柱脚調査、はつり作業というのは、柱脚部分とコンクリート、鉄骨の足元ですね、鉄骨の足元とコンクリートの基礎がきちっと接続されているか、これがコンクリートで覆われている部分があればそれをはつり出して調査をするというような考えのもとにつくっていただいた見積りが縦長の見積りでございます。

続きまして、横長の見積書のほうの計算式で、直接人件費等は同じ計算式になっております。

続きまして、4枚目をお開きください。ここも特別経費として項目はかなりあがっているんですが、右側単価のところ見ていただくとわかるようにこれはやりませんという一つのフォーマットの中で見積りを出していただいていますので、このページに関しましては、12番の柱脚調査ということがこちらのB業者に至っては、先ほどは3カ所やるん

ですが、ここは1カ所でいいのではないかという考えのもとに提出していただいている、これは我々のほうがこうやってくださいではなくて、事務所さんのほうの考えに基づいて算出されております。

次に、最後のページなんですけれども、同じようにコンクリート強度については、簡易のシュミットハンマーによる調査、それから超音波探傷試験等がございます。これは先ほどの見積もりと同じ項目があがっております。

続きまして、このページでいくと17、18、19等に関しましてです。すみません、20ページの asbestos 調査に関しては、ちょっとこれ間違っただけで計上されてしまったので、この15万円はこの中から削除されます。既に市のほうで asbestos のほうは調査やって、asbestos の確認はしておりますので、ここの部分は削られるということをお願いいたします。

その17、18、19は、前回の百条委員会のほうで説明させていただきましたように判定会議というのが設計事務所の構造担当だけではなくて、それを学識経験者、大学の先生であったり、他の県の調査の専門家であったりという方の意見を聞くという場で判定会議というのが一般的に我々公的建築物の耐震診断では行っております。これにかかわる経費がここの17、18、19ということになります。

それから、この横長の見積もりでいきますと、あとそのほかに現場経費の内訳については申しわけないです。詳細は私はそこまで打ち合せしていません。10万9,900円というのがここに計上されています。

これが先ほど1から14までにかかる経費なんですけど、実際の1、2、4、6、9というのはないですね。要は12以降12、13、14で現場にかかる経費ということでの積算があがってきております。

ざっと見積りの中身は金額の違いはあるんですけど、大きな項目はないと考えております。

続きまして、紙1枚の日本耐震診断協会さんのほうからいただきました見積りの説明は、先ほどご説明させていただいたように、こちらのほうは我々も指名業者さんではないということで、これは実行価格みたいなのですが、ホームページ上で出されている耐震診断業務というのがちょうど中段の部分で、(2)の耐震診断料金2,000円というのは、ホームページ上で載せているのはここの金額だけみたいです。あとはそのほかに現場を調査する経費がこちらのほうに計上されていますので、そちらのほうは先ほどの他社さんの特別経費というのがプラスアルファとして載っかってきて実効価格みたいですが、これが237万6,000円、実際はちょっと私面積330平米ということを相手方に伝えちゃったんですが、341.7平米なので、これで計算し直すと約239万9,761円ということで見積もりはあがってきております。

耐震診断の中身というのは現地を調査をしまして、現地と図面の差異を確認し、それが現状どのようになっているか、そういうのを総合的に判断し、それから構造計算を再度

し直して提出してもらおうのが耐震診断ということになります。

中身としては以上です。

委員長 説明ありがとうございました。

質問等ございませんか。

副委員長 すみません、教育委員会のほうにちょっと伺います。

この7番と書いたⅡ-9と書いた耐震診断業務報酬の算定方法、この算定方法に基づいて予算は計上していますよね。それは教育委員会の作業ですよね。これは幾らですか。

この6園。

学校教育課長補佐 当初予算ですが、1,387万6,000円を計上しております。

副委員長 1,387万円、これが入札をした結果、先ほど説明のあった1,100万円ぐらいになったということですか。

学校教育課長 はい、そうです。

副委員長 わかりました。

委員長 ほかに。

遠藤委員 ちょっと平米の確認なんです、登記簿上はこの1階、2階、3階合計すると275平米なんですけれども、今この算定でお願いしたのが341.7平米、この違いはなんですか。

建築課長 多分これ1階の駐車場の部分の考え方だと思うんです。構造計算書今手元に当時の橋本歯科医院の構造計算書上は341.71平米ということになっています。建築基準法の面積の考え方というのは、必ずしも先ほど言ったように同じ空間であってもその面積の捉え方がただの空間だけですよと面積に換算しない場合がございます。ただ構造計算上は存在していますので、そのままの計算式でいきますので、構造計算でいくと341.71平米、確認申請も面積上はちょっと手元になかったんですが、大体同じような面積になっていたかと思っております。

200何平米というのは多分1階の部分の駐車場面積を面積換算しないということで、多分税法上との違いなのかなとは思いますが、構造計算上は手元にある341.71になっておりますので、その面積で計算されたと、ちなみに事務所協会とかそのほかのA社、B社の見積りに関しましては500平米以下は全て同じ計算になっておりますので、ここでの面積の違いは金額には反映されておられません。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 では、執行部に対してほかに質問なければ執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

お世話さまでした。

暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 15 分）

再開（午前 11 時 25 分）

委員長 それでは、再開をいたします。

参考人においでをいただきましたので、続きまして 11 時からという予定だったんですが、時間おくれて申しわけありませんが、参考人に出席をいただきましたので、お話をお聞きすることにいたします。

それでは、引き続き調査を続けたいと思います。

参考人に対しましてご質問等お願いをいたします。

副委員長 きょうはご出席ありがとうございます。

今回の寄附の申込書を預かったのはどなたなのかということの確認でお呼びしておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

まず寄附申込書、相続人 3 名いらっしゃったかと思うんですが、その申込書を受け取ったのは石川部長で間違いないでしょうか。

石川参考人 以前にも全協の席だったと思いますが、ご説明させていただいたと思います。相続人 3 名いらっしゃいまして、うち 2 名の寄附申出書に関する書類は既に提出されていた、私に関与する前に提出されていたようでございます。平成 28 年 3 月 30 日だったと思いますが、車田当時部長のところへ最後の未提出、寄附申出書をまだ提出していなかった最後の方ですね、ちょっと名前は忘れましたが、ひたちなか市の津田にお住まいの方です。その方からその 3 月 30 日に車田部長に電話がかかってまいりました。内容は寄附申出書の書類が整ったので、取りに来てほしいという内容だったようです。車田部長から私のほうにそういう電話があったので一緒に取りにいてほしいということで、車田部長と私と 2 人で津田まで取りにいきました。2 人で受け取りました。

以上です。

副委員長 それが 3 月 30 日の話ですか。

石川参考人 そのとおりです。

副委員長 車田部長は 3 月 30 日は挨拶まわりでいなかったというふうに証言されてませんでしたっけ。していますよね。間違いないですか。

石川参考人 車田部長がそういうふうにおっしゃったんだとすれば、それは車田部長の記憶違いだと思います。間違いなく 3 月 30 日でした。

副委員長 わかりました。そうするとご自宅に取りに行ったということですか。

石川参考人 はい、津田のご自宅まで取りに伺いました。

副委員長 そうしますと、先に提出されていたお 2 人の申込書は誰が預かり、誰に渡しましたか、最終的に。

石川参考人 それまで私はこの件には一切関与しておりませんでしたので、誰が持ってきて誰が受け取ったかわかりません。

副委員長 それを最終的にはどなたが受け取ったんですか。

石川参考人 最終的にと言いますと。

副委員長 その事前に今のお話しですとどなたかが預かったわけですね。それを最終的に処理をした、つまり最終的に3月30日という日付を書き入れたんでしょうから、それは預かったのはどなたですか。

石川参考人 書類一式は3月30日に取りに行きましたよね。その書類も含めてそれまでに預かっていた書類一式を私のほうに車田部長は託されました。というのは、寄附申出書が提出されただけでは終わりませんので、その後の事務処理というものがございます。3月30日ですので、翌日にはもう車田さんは退職辞令を受け取ってその足で釜石へ行かなければならないのが決まっておりましたので、車田さんご自身が事務処理をすることができません。したがって、以後の事務処理は頼むということで、書類一式を私が預かりました。

副委員長 わかりました。では最終的にはその三者の申込書を石川部長が預かり、処理をしたということで間違いないですね。

石川参考人 はい、そのとおりです。

副委員長 お二人、その3月30日に取りに行った方以外の2名は事前に提出されていたということなんですが、なぜ3月30日という日付になったんですか。

石川参考人 先ほど申しましたように、車田さんから書類一式を預かりました。事務処理をするにあたって中身を確認しましたところ、寄附申出書には日付が入っておりませんでした。3月30日というのは最終的に3人目の相続人の方から預かったのが3月30日でしたので、その日付に統一するべく私が日付を入れました。

副委員長 わかりました。3月30日に車田部長とご自宅に取りに行ったときに、それを車田部長と石川部長にお渡ししたのはご本人ですか。

石川参考人 本人ではありませんでした。奥様のお様子です。本人はなかなか仕事が忙しいということで、書類を取りに行くのもなかなか行けないということで、3月30日までかかってしまったようでございまして、取りに行ったときもご自宅から出てこられたのは奥様だと思います。

副委員長 わかりました。最後にではその奥様に寄附申込書をお預かりするにあたって、何かその場でこちらから説明をされたり、もしくは相手から質問を受けたりはございましたか。

石川参考人 いやそのような記憶はございません。

副委員長 本当に受け取っただけ。

石川参考人 はい。

副委員長 なるほど。わかりました。私からは以上です。

委員長 ほかに質問ありませんか。

遠藤委員 すみません、ちょっと事実関係の確認ですけれども、事前に2名から受け取っていたんですね。最後の3番目の方の分を車田さんと石川さんで自宅に取りに行ったということで、3枚の寄附申込書が全部出そろったということなんですね。

なんか前の証言では3枚のうち1枚だけが事前に預かっているというふうな前の税務課長の話だったように記憶はしていますが、事前に2名、ひたちなかに取りに行ったという方はどなたかという、この間のひたちなか津田在住の方。なんか食い違いがありますが、間違いはないですか。

石川参考人 先ほども申しましたように、私この件に関してはそれまでは一切関与しておりませんでした。一緒に取りに行きたいと車田さんから言われたのがこの件に関与した一番最初のとっかかりでございますので、記憶には間違いはないという確信を持っております。3月30日でした。

小宅委員 部長ありがとうございます。1点だけ確認なんですけれども、手帳か何かに記してはありますか。

石川参考人 いえ、記録はとっておりません。

委員長 ほかにございませんか。

寺門委員 石川部長、ご苦労さまでございます。

1点確認をさせていただきます。

車田氏から3枚、その30日1件一緒に寄附申出書を受け取りに行ったということなんですけれども、その最終的に翌日からもう釜石へ赴任をされるということですので、申し送り事項ということで何か特別にこれだけは配慮しなさいというようなことはおっしゃっておりませんかでしょうか。

石川参考人 特に申し送りというわけではないんですが、その後の事務手続ですね、不動産評価審査会に諮って寄附の受け入れを決定した後、当時土木課の用地係にその嘱託登記というんですか、登記の委託をするようにというような指示はありました。

委員長 ほかにございませんか。

小宅委員 部長も不動産審査会にはご出席されておりましたか。

石川参考人 しました。

小宅委員 その際にこの件は議会で問題になるのではないかというような発言があったような議事録がありましたが、その辺は記憶はございますか。

石川参考人 そのような記憶はないですね。

小宅委員 わかりました。

委員長 ほかに質問ございませんか。

笹島委員 すみません、その審議会の内容なんですけれども、ちょっと私もちらっと見させてもらったんですけれども、コピー等は許されていないものですから今ちょっと手元にないんですけれども、記憶として先ほど言ったこれは議会にかけなければまずいのではない

かとか、これは後々問題になるのではないかというなんかそういう誰かの発言があったんですけども、私は記憶しているんですけども。

石川参考人 それは議事録か何かですか。

笹島委員 そうです。

石川参考人 いや私はそういう記憶はございませんが、覚えてないだけなのかもしれませんが。

笹島委員 そういういろいろなこれから問題になるのではないかということの危惧されたことが何か所かあったんですね、その今言っていた議事録の中に。ですから多少なり何か問題点があったということは誰かが気づいて発言を発していたことは間違いはないんですけども、スムーズにいったような議事録ではなかったんですね。その点どうでしたか。

石川参考人 私の記憶では特段問題もなくスムーズに受け入れが承認されたというふうに、そういう記憶しかございません。

笹島委員 わかりました。

副委員長 今の件、多分こういうふうに書いてあったとかという記憶だけでしゃべっている方なので、その議事録は提出されていますよね。これは今ここに持ってきてそれ読ませていただくことができますか。

委員長 ちょっと暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 40 分）

再開（午前 11 時 42 分）

委員長 再開いたします。

今議事録がきましたので、今の部分をちょっと朗読します。

副委員長、朗読してもらっていいですか。

副委員長 それでは、ちょっと長くなりますけれども、皆さんご承知かと思いますが、車田前市民生活部長が市長特命を帯びて対応していた菅谷の橋本ビルの案件でございます。紆余曲折ありまして、平成 28 年 3 月 30 日に相続権を有する 3 名の方から寄附の申込書及び登記承諾書をいただくことができました。よって、那珂市が寄附を受け入れて建物を危険除去の観点から解体し、更地化して処分するために諮るものであります。

以下、資料に沿って説明を行ったとあります。

補足説明でございますが、市が寄附を受け入れ、市の経費で解体することについては、根拠となる条例等はございません。空き家条例を平成 28 年度中に策定しようと取り組んでおりますが、まだできておりませんので、今回は緊急措置、特例中の特例で行うということでご了解いただきたいと思います。今後似たような案件があった場合には、空き家条例に基づき適正に対処していくこととなります。

寄附受け入れ後でございますが、用地室をお願いをしまして移転登記を行い、登記完了後は財政課に建物の解体及び土地の処分をお願いしたいと思います。

協議事項ということで、以下、当該地について上菅谷下菅谷線の都市計画決定を平成 2

年に行っている。そのため道路用地として土地の道路側およそ5メートル入ることになっている。事業が開始されれば解体費が出る可能性があるが、県が担当している区域であり、着工は未定となっている。先行して建物解体を行うことはいいと思うが、土地については都市計画決定の区域を残して処分をしていただきたい。

事業の目処、計画はまだ定まっていないのかとの質問に対し、3期分として中菅谷から南側へ50メートルほどのところから網野歯科まで県事業で行う計画はあるが、それ以降はさまざまな問題があるため未定である。

解体費用はどのくらいかの質問に対し、およそ1,000万という見積もりを徴収してあるが、交渉材料としてとったものである。見積りの中身についてもアスベストの有無やどの程度の基礎工が入っているかまでは計算していないため、あくまでも概算見積もりである。建築課の調査でアスベストが出たという話を聞いているため、見積もりよりもある程度かかると思われる。交渉材料として使用する見積りであったため、アスベスト等の問題が出てくると再度見積もりを徴してみないとわからないと思われる。

登記後の話になるが、補正予算の件について6月議会までに費用等の算出が間に合わない可能性が出てきたが、場合によっては9月議会になるということではどうか。そのとおりである。財政課とも協議中であるが、当初は6月議会にかけたいと考えていたが、諸問題が出てきたため詳細な見積もりが徴せない。早急に行いたい、そのような状態であるため9月議会にかけられればと思う。

補正予算を議会にかけた際に何か問題視されそうな想定はないのかの質問に対し、問題視されるとすれば今後同じような案件が出てきた場合の対応かと思う。

今回の案件、例えば解体費用と処分の差額等についてはどうかの質問に対し、解体費用を処分費が上回り黒字になれば問題はないと思うが、赤字になる場合もある。今回については地区の環境整備、危険除去という観点から緊急措置で行う旨の説明を行い、ご了解いただくしかないと思う。

菅谷1-46について地役権がかかっているが、調整はどうなっているのか。事業で県が道路整備を行うということで決定しているとのことであるが、何らかの事情により市が行うことになった場合、市が所有している補助費を使用できない可能性もあると思う。そのため例えば公社で買うという選択肢もあるのではないかと。建物があるため公社で買うことは難しいと思う。

事業で道路用地となる部分については、分筆してそれぞれ処分することになると思うが、道路用地部分を普通財産のままにしておけないのではないかと。用地室、公社での取得について行政財産とするのであれば絶対はないが、普通財産であれば可能性はあると思う。

普通財産のままにしておくのはどうか。普通財産のままにしておくほうがよいのではないかと。地目が普通財産であれば県で事業を行う際に買収が可能かと思うが、都市計画道路に面した部分を分筆して普通財産のままにしておくのはどうかと思う。

平成 24 年 8 月に地域住民から不安の声が寄せられたとあるが、自治会等から要望書等があがっているということなのか。引き継ぎを行った際にはそういった旨の話は何っていない。自治会等から要望書等があるのであれば緊急措置として行うという説明になると考えられる。非公式ではあるが、そういう声があることは聞いております。

当該物件について震災の際に歩道等がれきが散乱して撤去したことがあると思う。震災の際に外壁の一部が歩道に散乱したため撤去し、ブルーシートをかけ対応したと記憶している。震災の際の対応した実態なども議会では説明したほうがよいのではないか。先日〇〇議員から市議会議員選挙の選挙活動中に近隣住民から何とかしてほしいと相談を受けたので、市として対応はあるのかと問い合わせがあったため、現在の状況の説明は行っております。

当該地について処分をする際の売却価格等の算定は行っているのか。算定しておりません。しかし、参考として上菅谷駅前地区計画区域内の市有地の売却価格と同等と見込むと 1 坪 14 万 7,000 円となり、当該地は 1,200 万ほどとなります。道路用地を分筆して処分となるとそこから下がることになると思う。

以上です。

委員長 今不動産評価審査会の議事録を朗読させていただきましたが、何か質問等ありますか。

笹島委員 石川部長、私が言ったことを具体的に書いてあったと思うんですね。一つはこの前ですか、建物をどのくらい費用かかるかということ、耐震のあれを騒いでいたときに、この今言っていた審議委員会の中では平成 24 年に近隣から不安があるから、自治会から要望があるからということがあがっているのかという誰かが聞いたと思うんですね。そしたら引き継いだときはそういう旨はないということで、自治会から要望があるんだったら緊急措置としての説明になると思うということを、なんか全然周りの人からそういう話は聞いてないと、自治会も聞いてないということも明確にここにうたっているわけですね。

もう一つそれから〇〇議員が選挙運動中に近隣住民から何とかしてほしいと、そしたら現在の状況の説明は行っていると、それもまた個人的な話が出ているということで、非常に不可解なものが 2 点、3 点出ているんですね、まず 1 点は。

それから、もう前もってこの補正予算が議会にかければ何か問題視されるんじゃないかということを書いていましたよね。問題視されるんだったらこのような案件がまた出てきた場合はそのとき対応すればいいんだということを前もってそういうことを気づいてこの議論をしていたと思うんですけれども、それをなぜ今言っていた提案者が誰だかわかりませんが、この審議委員会かけると、何でそれに特にストップをかけなかったのかということですね。要するにそのことに関して誰 1 人とこれは議会に諮らなければいけないんじゃないかとか、いろいろな面に対してなぜその反対する人もいなく流れに任されたような話になっているんですけれども、予期していながらなんでこのような

ことになってしまったのか、それちょっとお聞きしたいんですけども。

石川参考人 今議事録お読みいただいたことを聞いていまして、記憶を呼び覚ましたところでございますが、確かにあそこが都市計画道路の予定地に入っていて、その旨を懸念する声もありました。ただ都市計画道路の計画自体が具体的にいつごろというようなことまでいってないので、特段今回の件に影響することではないというふうな解釈だったと思います。

また、ほかにも同様の案件が出てきた場合どうするんだというような話も確かにございました。ですがそれについては今回議事録にもありますとおり、今回の件はあくまで緊急避難措置であって、特例で行うものだと、ほかにも出てきた場合には空き家特措法に基づいて適正に実施するんだというようなことを申し上げました。最終的にはこの寄附を受け入れて市が解体するということについて異議を申し立てる委員はなかったということでございます。

副委員長 この中で幾つか質問があってそれに答えている方がいますよね。今議会に対してはこうやって対応すればいいとかその対応、それを答えた方はどなたですか。

石川参考人 提案したのは私ですので、主に答えているのも私です。

笹島委員 何度も石川部長言っているんですけども、今回は特例中の特例だということ、これ何でそれに固執しているのかと、次からは特措法を使ったらいいんじゃないかという、最初からこれも特措法を使わなければいけないのに今回は特例中の特例と、これ何が意図があるのかと、それをちょっと聞きたいですね、はっきり。

石川参考人 私の感想を述べさせていただくんですが、失礼があつたらご容赦願いたいんですが、特措法に基づいてなぜ対処しなかったのかというご質問がたびたび以前からされていると思います。特措法に基づいて対処するということは、指導、勧告、命令、そして最終的に行政代執行という形、段階を踏まなければなりません。それぞれの段階である一定の期間を置かなければなりませんから、最終的に行政代執行をしたとしても数年かかるであろうということは容易に想像がつくことでございます。

なおかつ行政代執行を行ったとしてもその経費を誰に請求するのかという問題がございます。今回の案件は所有者が存在しておりません。相続もされていないわけでございます。問題の3人の方はあくまで相続権を有する方でございますが、実際は相続されていない案件でございますので、その経費をその方たちに請求したとしても素直に支払ってくれるという可能性はかなり低いだろうという懸念といたしますか、そういう計算があったんだろうと思います。

今回特措法が施行されましたけれども、特措法が施行されても全国的に行政代執行までいった事例というのはほとんどないんですね。数件しかない。それというのは一番の問題点は、行政代執行して経費を請求しても経費の回収ができない場合にその底地、その土地の所有権は相変わらず市のものにはならないんですね。市のものにするためには何

らかの法的手続が必要なわけです。市のものにならないければ処分して経費に充てると、経費を回収するというのもできないわけです。

一方、今回採用した手法というのは、相続権を有する方が寄附に同意していただければその時点で市の所有にできるわけです。建物を解体するのに費用はかかりますけれども、その跡地を市のものにするのができれば処分も容易に可能なわけです。その跡地の処分によって解体費用を回収するというのも十分考えられたわけでございます。

さらに言わせていただければ、あの場所は、那珂市の玄関口であります上菅谷駅からほど近い旧 349 沿いの一等地でございます。そこにああいった、危険云々の話はいろいろ出ておりますが、外壁が落下したり構造物が落ちてきたりというような危険は十分に考えられたわけで、そういった建物を外観上もそうでしょうし、危険除去という意味でも早急に何とかしなければならぬというその問題意識が働いたと。なおかつ場所が場所だけに処分するにあたってのある程度の金額で売れるだろうというもくろみもあったんだろうと思います。そういったもろもろの条件を加味した中で、ああいった寄附で寄附してもらって解体するという手法を選んだというふうに私は思っております。それがそのなぜ特措法でやらずにああいった手法を選んだんだということの一つの考え方だというふうに私は理解しているところでございます。

副委員長 部長、3月30日に初めてその件についてかかわったと先ほどおっしゃいましたね。これ4月18日の審査会です。わずか半月余りの時期に部長がこういう方法でいきますとか、こうですという回答をされたという話も先ほどされました。このわずかな期間の中で部長がそういう判断を過去にかかわってないのに、なぜ判断がそういう判断が部長がされたんだろう、できたんだろうという疑問があるんですが、誰かからの指示でございませぬか。その回答した内容というのは。

石川参考人 いや、誰かから指示されたというのではなくて、こういう手法、3人から寄附をしていただいて市が解体するという解決策を選んで、実際に車田さんが、平野美良さんと2人で寄附のための交渉にあっていたという事実は、直接聞いたわけではありませぬが、私も承知はしておりましたので、そういったなぜそういうふうなことをしたのかというのは、ある程度理解していたつもりでございます。

副委員長 そのように理解していてそのようなこうです、こう対応しますとかといういわゆる市の方針というようなお答えをされているわけです、この審査会で。ということは、個人的な私はこう思いますみたいなことでお答えをされたということですか。

石川参考人 車田部長からも方針的なものは聞いておりましたし、そうすべきだろうなというふうに考えて私のほうでお答えしたところでございます。

副委員長 ではこちらのほうの審査会でお答えになった、部長がお答えになった答えというのは、車田部長からの引き継ぎでもってこういうふうにしてほしいと、こういうふうにするんだよという指示を受けていたということですね。

石川参考人 ある意味そのとおりだと思います。

笹島委員 先ほどの審査委員会、4月18日のところで石川部長か誰かわからないんですけども、先ほどちょっと聞いたところによると、これは撤去費用かな、黒字になれば問題ないんだけど、赤字になる場合もあるということもきちんと明確に言っていましたよね。それでその除去するだけの緊急措置という説明を了解してもらえるようにすればいいというふうな話も出ていますよね。ということはもう前もってわかっているわけですよ。今言っていた赤字になる可能性もあるということですね。そこで話し合っているわけですね。なぜそこで部長たるものがその審議の中でストップをかけたり何かをしなかったのかということをおもちゃと聞きたいんですけども、赤字になるというのをわかっているがらして何でこれを進めなければいけないと。

もう一つ、それからさっき言った結果論は言っていましたよね。これはまちのメインのストリートでここは非常に危険なところだから特例中の特例でやらなければいけないという、特別な扱いということをおもちゃにもそれは公務員さんとしては法令に遵守したことをやってなくして行って今言っていたこう思うのではないかとということが先走って行ってと、おもちゃこれをやり過ぎると公務員法に抵触するのではないかとおもちゃ考えはなかったのかという、この2点ちょっとすみません。

石川参考人 1点目は何でしたっけ、すみません。

笹島委員 要するに最初から……。

石川参考人 処分しても赤字になるおそれがあるのではないかとおもちゃ話ですね。これ赤字になるか黒字になるかというのは処分してみなければわからない話で、解体の費用も見積もりで1,000万円というは出ていましたけれども、後からアスベストが出てきたというおもちゃ話もおもちゃ当時ありました。ですから、この処分解体費が幾らになるのかおもちゃ実際入札してみないとわからない、その後更地にしてオークション等で売却するんでしょうけれども、実際幾らで売れるかおもちゃまだわからない、ですから必ず黒字になるわけではないですよというおもちゃ意味で、赤字になるおそれもありますよというおもちゃふうにはおもちゃ申しあげたつもりでおもちゃりました。

おもちゃもう1点はなんでしたっけ。

笹島委員 要は特例中の特例、法令……。

石川参考人 法令に遵守してないというおもちゃふうにおおっしゃるんですが、特措法というのは必ずこの方式で特措法に基づいてやらなければいけないですよという法律ではないおもちゃですね。特措法に基づけばこれこれこうおもちゃことができますよというおもちゃのが特措法であって、別な方法で問題解決にあたったからといって、それが特別法律に抵触するおもちゃというおもちゃものではないおもちゃというおもちゃふうにおもちゃ思っておりますし、今でもおもちゃそのおもちゃふうにおもちゃ思っております。

笹島委員 だから公務員たるおもちゃもの法令に基づいてあれしなければいけない、今特措法があるおもちゃだったら建築基準法に基づいて、水戸市のプリンスホテルではないおもちゃけれども、外壁を撤

去するとかという、どこでもやっているようなことをなぜこの審議委員会で話されてなかったのかなということが私ちょっと疑問に思ったんですけれども。

石川参考人 ですからそれは先ほど申しあげましたとおり特措法が万全といいますか、万能ではありませんから、特措法よりも寄附していただけるのであればそのほうが市にとっても有利であるし、そういう観点からやったということで、必ずこれ寄附行為ですので、寄附を受け取って市が解体するということはなんら法に抵触することではございませんから、特段問題視する意見はなかったというふうに思います。

笹島委員 基本的に人の所有地を今言っていた税金で解体しなければいけないということ、先ほどからこの前の以前のお話したとこうなるのではないか、赤字になるかもしれない、なんとかしないということの審議委員会で議論されたと思うんですけれども、余りにも他力本願的な我々が普通の民間、一般の人だったらきちんとこういうものに対して負の遺産となるべきものは受け取ってはいけないということをきちんとあれするんですけれども、なぜ余りにも特別なことを特別なあれでということ、何かが意図的なものがあると思えないんですけれども、誰かの圧力があったんですか、それは。

石川参考人 民間の理屈というのはこう言うのは失礼なんだろうが、もうけるかもうからないか、損するかということだと思っただけです。そこに行政、市役所の考え方というのはやはりそれだけではないと思うんです。通行人や隣の人に被害を及ぼす可能性がある、そういった危険を除去しなければならないという観点からも考えなければならないわけで、そこに黒字になるから赤字になるからということで、それも大事ですが、もっと重要なことはやはり危険を除去しなければならないということだというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員 何点か確認だけしたいんですが、この4月18日の審査会の中では、税金の固定資産税を免除にすると、解体と税金免除と寄附というのがセットだという部分の情報は皆さんは持っていましたか。

石川参考人 議事録にはどうなんだろう、私の記憶ではその話は出てこなかったというふうに記憶しております。

遠藤委員 議事録には今読んでいただいたとおりですからないですよ。ですから、そういう情報は皆さんは知らないで最終的な判断をされたということに違いはないですか。

石川参考人 皆さんがどういう判断をされたのかはわかりません。それを知っていたかもしれませんが、知らなかったかもしれません。その点については私が承知するところではございません。

遠藤委員 ではなくて、今お聞きしているのはどうやら審査会でのこの案件に関して執行部の答弁をされている、提案をされているのが石川部長のようなのでお聞きをしているんですが、そうすると提案をされる側としてこういう税金免除ということがあるようだと

うふうなご説明は、その席上では皆さんには特段されていないということですね。

石川参考人 はい、そのとおりだと思います。

遠藤委員 それとあと一つ、今笹島委員が何遍かお話しされていましたが、寄附行為自体はやはり基本は行政は慎重にすべきですよ。当然何にしてもそうだと思います。市民にマイナスを与えないということで、市にマイナスになるような寄附は基本的にどうか、絶対受けないというぐらいの感覚で我々は思っておりますけれども、今回に関しては、売りに出して本当に売れるかどうかはわからない案件ですよ。ですから、もし売れなかったら丸々解体費用が赤字になる、売れなかったら赤字になる案件ですよ。ですから相当寄附を受ける行為自体は行政として慎重の上にも慎重にせざるを得ない案件、まさにそういう案件だったというふうに思いますけれども、そういう議事録が一字一句出ているとは思わないので、これ以外にこの文面に出てこない部分で行政マンとして市民に損害を与えるようなマイナスになる可能性のある寄附を簡単にではないんでしょうが、なぜ受けてしまったかというそこの寄附についての慎重であるべき議論というのはどれぐらい出されたか記憶ありますか。

石川参考人 寄附を受けること自体に異議を申し立てる方はおりませんでした。確かに売れるか売れないか、これはやってみないとわからないんですが、場所がご承知のとおり菅谷の一等地ですから、売りに出しても売れないのではないかとというふうな危惧をおっしゃった方はおりませんでした。参考に上菅谷駅前の保留地の売却価格を言っている議事録もございましたけれども、あそこも最終的には売れているわけで、そういった意味からもあそこは驚内になりますけれども、売りに出しても売れないのではないかとというふうにそういう意見はございませんでした。

遠藤委員 やはりこの案件は単なるこの1件だけで済むわけではなくて、今後同じような案件がある、どなたが発言されたかわかりませんが、やはりそういう懸念をお話しされている方もやはりいらっしゃいましたよね。今後こういったものに関してはどうなんだろうと、議会としてもどういふ話が出るだろうということは、これは全くある意味正常な判断なんだろうというふうに思います。ただ寄附自体に異議を申し立てる方がいらっしゃらないという今の審査会自体が認識だというふうになりますと、今後いろいろなところからまた寄附をしたいという人が出てきたときには、やはりこの審査会で最終的な判断をされるんでしょうから、今の審査会のメンバーの皆さんの意識が寄附に対してそういうことだというふうなことなんじゃないでしょうか。

石川参考人 それ私に聞かれても困りますね。皆さん事実としては異議は出なかったということしか私は申しあげようがございません。

笹島委員 2点だけすみません。これはこの前証人の人が言っていたんですけれども、市のほうが寄附をしてくれというふうに言ったのかどうか1点。

それからもう1点は、相続人の人が競売にかけられたたんです。それはもう知っている

とおりですけれども、そうすると買い取りが見つからないからそのこと、買い取りが見つからないというのは、固定資産税も払われない、競売にかけて固定資産税を払おうということまで話していた、その事実は知っていましたよね。それにおける寄附行為を受けたということ2点ちょっとすみません。

石川参考人 競売の件については、後で知ったことでございます。

笹島委員 1問目は市のほうに寄附したらいいんじゃないかと、市側がそれは提案してきたというふうに証人が言ってきたんですけれども。

石川参考人 本来あの建物を管理すべき責任があるのはやはり相続権を有する3人の方だと思うんですね。当初は交渉の中で何とかしてくださいと、危険だから何とかしてくれという話をしていただいたと思うんです。交渉の中で3人の兄弟の方はどうも余り仲がよくなかったようでございます。あの物件についても関与をしたくないというふうな話があったというふうな話もちょうと聞いたことがございます。

そういう状況でしたので、3人によるその問題解決というのは期待できないということがあったので、であればその市に寄附したらいいんじゃないですかという話を交渉の中でしたんだろうと、これあくまで私の推測ですが、そういう話を持っていったんじゃないかというふうに思っております。

委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないようですから、参考人には退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

[参考人退席]

委員長 以上で本日参考人として出席していただいた方への質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午後0時16分)

再開(午後0時25分)

委員長 それでは、再開をいたします。

本調査特別委員会の今後の進め方ということですが、特に先ほどの耐震診断の必要性の件、それと欠席の証人に対して再度要請をするかどうか、今後の方針ということでこの2点について皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

花島委員 まず耐震診断については、やるメリットがかかる費用に対してほとんどないとは思っています。見積り上は500何万円ですか、もっと安くなるかもしれませんが、どう考えたって3分の1にはなりそうもないですよ。そういうことを考えたら余り何がいんだらうという、前にも言いましたようにどう見たってあのビルを更地にして売るのが基本の今の世の中で再利用できるわけもないので、そういうふうに思います。

それと証人についてなんです、一つの絡みは相続した方々があれを何とかする財政能力あるのかなんです。一応市の執行部から聞いていますけれども、私は百条でや

ると決めたからには当人の話も聞きたいと思います。それは向こうの都合もある程度しんしゃくするなりなんなりしますけれども、雪だから来れませんというのはちょっと私は百条の意味をご理解いただけてないと感じますので、再度何か方策を考えるべきだと思っています。

以上です。

委員長 ほかに。

小宅委員 先ほどの話と一部かぶりますけれども、調査報告書というものを百条委員会ではつくって当然提出なり公開する必要があるんだと思います。これは急いだほうがいいと思うんです。それをもって解体も早期に進める、決着をつけるということを望みますので、調査報告書のほうの作成にはもう入ってしまっていないのではないかと思います。

もう1人の方の証言がとれればとれた後にその部分は追加すればいいと思うんですけれども、今まで何人かの証人の方に来ていただいていろいろな証言をいただきました。それらを全て事実として積みあげていって一つの調査報告書というものにして、その上でどこに瑕疵があったのか、なにが問題だったのかということを議会としての意見としてまとめて、それをどういう形で執行部にそれを問うかというのがこれからの検討課題になっていくんだと思います。

以上です。

委員長 証人の喚問に関してはいかがでしょう。

小宅委員 ですので、もう1人の方は、とれればとれたでいいと思いますが、とれなければとれないなりで報告書をつくることを急ぐ必要があると思います。

耐震の基準のほうですが、先ほども言いましたように、執行部のほうでは客観的な資料はなかったという事実はこれははっきりしたことでありますので、報告書をつくる上ではそういう答えでもいいですし、耐震をもしとるのであればとった上でのそれを入れるという、なので、どちらにも触れるような形での調査報告書をつくっていく必要を急いでほしいというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかに。

遠藤委員 そもそもこの調査特別委員会の設置について提案理由でございますけれども、本調査についてはこれまで調査をしてきたが、関係人が出席要請に応じていただけないので、寄附に関する当時の交渉の概要がわからないため、上記調査特別委員会から出頭要求できるようにするためというのが一つ、また当該建物の客観的な危険度がいまだに不明であり、引き続き調査する必要があるためというのが一つでございます。

まず、その主な提案理由の一つ目は、寄附に関する当時の交渉の概要がわからないため、出頭要求できるようにするためなので、これは当然関係人が全員そろわなければまだ調査の途中でございます。なので、これはなんとしても全員においでいただけるように委

員会として努力するのが筋だというふうに思います。

その出頭要請に関して今のところ相続人のうちの1人の方がきょう事務局からご報告いただいたような内容ですけれども、これで本当に正当な理由としていいかどうかなんです。これをこの委員会で決定をしなければいけません。その仕事の都合、もしくは遠方で積雪のため云々というのを正当な理由とみなすのであればやむなしというふうな判断なんでしょうし、それが正当な理由でないというふうに判断をすればやはり何かしらの方法をもってさらにお呼びをするように努力するのがこの委員会の役目だと思います。

これを正当な理由なしと判断したらば、これは議会としては本人に対して告発をしなければならないというのも百条の規定にありますから、ここの出頭要請に関しては、もう少し議論をきちっとしてお呼びするように努力を重ねるべきだと思います。基本は1回お呼びしておいでいただけないものをそのままにはできないですから、次回どのように日程を調整してやるかというのが大事だと思います。

あともう一つ、当該建物の客観的な危険度がいまだに不明であり、引き続き調査する必要があるためという理由でございますので、これを報告として最終委員長報告は当然出しますけれども、この危険度が不明なんですよね。不明なので本来は議会が調査をすればいいんでしょうけれども、それが執行ができなければ市のほうに調査依頼をして、調査をしてもらってこれぐらい危険度がこうなんだというものまでやはり我々としては調査をする必要があると思います。ただその調査の仕方としては、前回と今回でその協会から含めて3つ見積もりが出てきてこういう調査にはお金がかかるというのが一つわかりました。

あと前回の委員会でも私のほうでほかの市町村でも使っているチェックリストを特定空き家に関するチェックリストの調査票というものがありますから、こういう方法でも客観的な危険度の調査というものはできるというご提案はさせていただいておりますけれども、そういったものを含めて市が客観的な危険度を出せなかったのも、議会が調査委員会を設置して議論をすることによって、そういう今まで市が出せなかった客観的な危険度がどんなものなのかというのを出させるというのがやはり大事なんだろうというふうに思っています。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

花島委員 客観的な危険度と言いますが、危険度というのはオールオアナッシングではないですよ。さっきの説明であったIs値を出すとか、そういうものもあるし、それから遠藤さんが出したリストもちゃんとは見てないですけども、普通に例えば地震の後なんか見るチェックなんかありますよね。ああいうのはネットで出ていて、ぱっぱぱとやれば私はあのビルは安全ということでは全然ならないと認識しているんです。だからそれ以上にながが必要なのかということなんです。

最初の前々々回の委員会で危険度の件に関して私は危険度も調査するなら危険度も見てくれと頼むべきだと言ったんですが、それは少数意見で通らなかった経緯があります。なんなんですか、ちょっと一貫してないと思うんです。要するに倒壊する危険というのを見るべきだとおっしゃった方々は、率直に言って非常にお金がかかるということを認識してなかったのかなと私は思うんですよね。私は結構お金かかるんだろうと最初から思っていました。だからというわけでもないんですけれども、多少のお金はかかってもそういうのははっきりさせるのは大事です。それはわかります。ただそれが実際に幾らかということなんです。どう見たって 200 万円で済むとは思いません、私は。だったらやる価値はないというのは先ほど言いましたような内容です。

ですから、問題はあれが倒壊するかどうかというのは、ちゃんと私のかすかな記憶ですけれども、海野市長だって今すぐにでも倒壊する可能性と言ったのは大きな地震が来たらということなんですよね。そういうふうに私は言ったと認識しています。何も無いのにぱっと倒壊するおそれがあるというふうに言ったとは思ってないんです。そしたら昔の基準でつくられた建物だから一定の耐力しかないというのは知っている人はある程度わかっているの、それが客観的でないというならなにか誰かにそういう意見書か何か出してもらおうのだから安くできあがる手かなと私は思います。

以上です。

委員長 ほかに。

助川委員 こうやって委員会を密にやればやるにしたがって時間等がかかることはもう明白でありますし、お金がかかっていくこともこれはこのままにした形で置けば明白なわけがありますから、この危険度の裏づけを市民の皆さんにお知らせしたいというお気持ちは今の遠藤委員のお話のとおりでありますけれども、私もこの間皆さんとともにビルの中を見させていただきましたけれども、あれを耐震度をはかっていたら、それでリニューアルして自分でお金が間に合えばあれを買って利用したいという方はおそらくおられないんじゃないかと思うんです。そういうことを考えた場合にこれを 1 日でも長引かせるということは、執行部としても解体したくてもできないでいるわけですから、当然今度の次年度の予算にもあがってないでしょうから、この件が委員会が決定をみて判断するわけなんでしょうけれども、私自身としてはもう早急に委員会の今までの証人の皆さん方のご意見等を踏まえて報告をお出しただいて、市民の皆さんにご理解をいただいて、それで次の執行部のほうに解体を含め売却のほうに進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 助川委員、証人の出頭要請に関してはいかがでしょうか。

助川委員 出頭要請、今まで来られなかった方の要請に関しては、これ待っていればいつになるかわからないでしょう。だから年度内にそういう了承をいただいて開けるような形が

見れば早急にそれはやっていただいても結構だと思いますが、それが一番最良の方向なので、そして報告をまとめあげて議会として報告いただきたいということですから、そういうことで。

委員長 ほかにございませんか。

寺門委員 まず証人喚問、まだおいでいただけない方については、やはり早急にもう一度お呼びして事実確認を述べていただきたいと思います。今回欠席ということなんですけれども、これ委員会のほうから、なぜ雪だとか仕事が忙しくて来られないということに対して、その後追加でこれはこれこれ百条委員会でどうしてもおいでいただきたい事項なんですよということで、改めて召喚の連絡をされたかどうか、それはやっていますか。

事務局長 今回お呼びして来られない、欠席という連絡がございました。来られない1人の方、橋本さんにつきましては、先週正副委員長、それから副議長ともどもご自宅のほうにお伺いしてきました。ただし、ご自宅にはおられませんでしたので、再度来ていただきたいということと、もしきょう来られないのであれば来られる日を指定してくださいということで、文書にして出してきました。ただし、今日までにそれのご返事はございません。

寺門委員 催促をしていただいているということですので、それはそれで結構だと思うんですけども、ただ連絡、返事がきてないということになりますと、やはり最終的においでいただいて説明を聞くというのはこの百条委員会の趣旨でもありますので、ぜひ呼んでいただきたい、もし病気等で来られないということであれば医師の診断書、もしくは会社の仕事でどうしても来られないという場合であれば、会社からのその証明書なりをいただくということがよろしいのではなかろうかというふうに思います。そうでなければもう法的に問わざるを得ないと、出たくないから欠席だという判断をせざるを得ないというふうに思います。

あと耐震診断をやるかどうかにつきましては、先々回この議会の場で客観的に目安となるものをやはり調べましょうということで合意が得られたということなんですけれども、実際にその200万円ないし500万円を超える多額のお金を先ほどから出ておりますように、到底再利用の可能性がゼロに等しい物件に対して、市民の血税をこれからも先ずつとということではないんですけれども、投じていくのは非常に市民に対して申しわけないというふうに思いますので、違う方法で執行部のほうで客観的な危険度ということで、先ほど遠藤委員からのほうも前回提案がございました特定空き家等管理不全の空き家認定管理票というのがありますので、それで一応出してもらおうということで、我々もそれに基づいてこう判断しましたよということで、市民に対して説明ができるのではなかろうかというふうに考えますので、ぜひそちらをやってみてはどうかなというふうに思います。

それとあとこれからの進行状況については、やはり年度というともう3月末になります

けれども、我々のほうも議会としてはわかりませんが、それぞれ各委員会のメンバーもかわりますけれども、当委員会がどう最終3月末まで存続するかどうかちょっとわかりませんが、やはり早めというか、最終的にもう年度内でけりをつけたほうが、これは先ほど証人の方も1人だけ残っているし、それから証人でいうと弁護士さんもお呼びして来られないということでしたので、どちらももう一度催促していただいて回答を得るといことで、ぜひ話を聞きたいというふうに思います。3月末で何とかけりをつけるということで、短期間ではありますけれども、我々としても委員会自体としてももうちょっとそっちのほうでお互い努力といいますか、協力できないものかなというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長 その欠席されている証人の方について、先ほど事務局から説明のあった遠方である、積雪とかということが理由ですけれども、それが正当な理由なのかどうかということをもまず皆さんに議論していただかなければいけないでしょう。それが正当だと認めるのであれば出席をお願いできないわけですね。正当な理由なのかどうかちょっと皆さんのご意見をお伺いしたいんです。

福田委員 これの拘束力というのは、仕事で休めないというようなことがあるんでしょう。それからあとは交通の面もあるということ、これであれば、そしてなおかつこの事務局のほうへはこういう理由で出席できないという前向きな姿勢があらわれている、それ以上の拘束をするということが当委員会であるのかないのかと違いますか。これ本裁判、裁判でもそこまでの拘束力はないと思いますよ。それなりの理由があって、そして出席できないということであれば私はそういうふうに思うんです。

それともう1点の耐震の件ですが、あの建物を生かすというようなことはまず考えられない、そこへきてこれだけの費用をかけていくということ、これは当然考えなくてはならない。そういう面ではそこまでの負担をかけるということは疑問があると私はそういうふうに思います。

以上です。

花島委員 正当な理由と認めるかどうかについては、今この場に来られなかったことについては特にけしからんとかおかしいとは言えないんですが、今後とも都合つけて調整の上でも来られないとなれば話は別で、それは僕は彼は出席する義務があると思っています。会社の仕事だって、よほど余人にかえがたい仕事をこれこれの期間彼でなければできないことをやらねばならないのだとすればそれはある程度しようがないかもしれませんが、それがずうっと続くというのはやはり論理的におかしいので筋が通らないです。

私が百条委員会に反対したのは、要するにそういう重いものをやる価値があるのかということなので、そう思っていないから反対しました。でも今百条委員会でやっているん

です。だから証人を求めるのは求めたならもうきちっとやってもらう、それなりに趣旨をもう1回説明してやってもらわないといけない。もしそうでなかったらやはり法的な問題になってしまうんです。そういうことを始めたんです、皆さん。

以上です。

(「それは本人の意思だものな」と呼ぶ声あり)

遠藤委員 これは法律上出頭要請をして、正当な理由がなければ罪に問われるということなんです。禁固6カ月以下罰金10万円以下というふうなことになる、これは罪に問われるということなので、これはそれぐらい重い出頭要請なんです。その理由が先ほど聞いたならば仕事で単身赴任のため、単身赴任のためにこういう正当な理由なければ出てこれないようなことの理由で通じるかどうかという話なんです。例えば仕事がどれだけ忙しいかというのが全然わからないんです。単身赴任なためだけで那珂市議会はこの百条委員会で出頭要請したにもかかわらずこれを正当と認めるんですかという判断の議論なんです。私はちょっとこの理由だけでは正当な理由に当たらないと考えます。

また、積雪のため困難ということですが、どれぐらい積雪があるかもわからないんです。ですからこれは我々もこれが正当かどうか、この理由だけでは判断がしづらいついています。正当だと判断するにはまだ足りないと思います。もし仕事でもっとこういうことで忙しくて来られないんだ、積雪も何メートル以上でこういうことで来れないんだというふうなきちとした状況のある意味裏をとるというか、それでないとなんで那珂市議会はこの理由で正当な理由と判断したんですかということをはかからも我々一人一人が問われるというふうな案件だと認識していただきたいと思うんです。そういった意味ではこれはちょっとまだこれだけでは足りないなと思いますので、もし本当に正当な理由がさらにあるのであれば、そういった会社、業務上ということであれば、当然本人かもしくは会社からのそういう何かしらのこういうことでどうしても行けないんだという理由が私はほしいですね。

正当な理由と判断できればもうお呼びする必要がないということになるんですから、お呼びするのであればこれは正当な理由ではないという判断のもとでお呼びするので、日程調整を事務局、正副委員長含めてお願いしたいと思います。

ただこれ私も行きましたけれども、せめて連絡をくださいというふうに我々はやっているんですよ。連絡をください、全然連絡をいただいてないのが現状なんです。ですから、これは議会としてもやはりちょっと不本意なところなので、きちっと連絡をまずいただくような努力はまたお願いするとして、正当な理由をぜひ提示していただくか、もしくは日程を調整しておいでいただくというふうな方向の努力をすべきだと思っています。

委員長 いかがですか。

君嶋委員 私もこの欠席者の方については、再度もう一度通知を出していただくなり確認をし

ていただいてその結果で判断をしてはよろしいかと思ひます。

耐震については、やはり資料等も出していただきましたけれども、金額等を見て今後先ほど話が出ているようにそこを利用して再度その建物を使うわけでもないわけですから、その耐震の調査等については、必要ないかと私は思ひます。できるならばチェックだけは担当課にお願いしてチェックをしていただき、そういう資料として残していただければと思ひますので、その点についてはその方向で進めていただければと思ひます。

以上です。

委員長 ほかにございませぬか。

富山委員 私も正当な理由に來ないという理由が会社で休みますというような正当な理由にはなつてないです。だからもう一度やはり來ていただくようなそういう百条委員会の重みというものも一緒に伝えられるような感じで、大変なことなんですよというのを伝えるような形で伝えていただくというのがいいのかなと、そしてまた來なければ三度、三度お願いして來なければこれは遠藤委員言うとおりの法的なことも考えることも一つかなと思ひます。

あと、耐震ですが、これ遠藤委員からいただいた、ものすごくよくできているんですよ。保安上の危険となるおそれの状態の判断ということなので、例えばこつちの建築課とか、あと建築士の方と2人ぐらい、3人ぐらいで料金も全然かからないと、それほど。100万円以内の百条委員会の中でできると思ひるので、この建築士の方を2名、3名、あと市の建築課なりの一級建築士の免許を持っている方に判断していただいて、ある程度の形、危険であるというのをちゃんとやはりこれで結構本当にいいです、これ見ていたらいろいろなのが出ていて、傾斜角度とか構造上の主要な部分の破損とか、やはりこれだけでもやっておくべきではないかなと、これで十分とはいえないでしょうけれども、やはり一つの目安になるものなのではないかなと思ひます。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

副委員長 すみませぬ、ちょっと今2つの耐震の話と欠席の話とこうなつているので、ちょっと絞らせていただいていいですか、委員長。

まず証人をどうするかについてちょっと皆さん、先ほど私皆さんのご意見聞きたいと言ひましたけれども、正当な理由というのはこういうものですよという明記されたものがないんですよ。ないからこの場で決めるしかないんですよ。それを正当な理由と認めませぬか、認めませぬか、認めるんだつたらもう呼べないんですよ。呼ばなくていいわけですよ。皆さんが認めないというのだつたら、先ほど皆さんから事務局や正副のほうで、あれをもう1回依頼してくださいよと依頼しますけれども、依頼するにあつても今出されている理由が正当な理由と議会としては認められないので、出席してくださいと、出席できなければ法的な手段に出るしかないですよというような言い方をするしかないんですよ。

ですから決めていただきたいと思います。正当な理由になるかならないか。

小宅委員 先ほどからの皆さんの発言をお聞きしていると、今回それは正当な理由にならないのでまたお呼びしましょうという皆さんの意見が多いので、それで意見の集約をしてしまっていていいと思うんです。

耐震のほうもそこまでお金かける必要はないよという方がほとんどだと思うので、それも意見の集約もしちゃっていいと思うんです。どうですか。異議があればそこでまた。

委員長 とりあえず欠席の証人の方に対して今後どうするかという話なんですけれども、今まで皆さんのお話を聞くと、呼べるものならやはりちゃんと百条委員会の重みというのを考えてきっちり声がけをして、人寄せをして、1回人寄せしたけれども、来ないからあきらめてしまうということではなくて、今の今回のお返事が正当な理由にあたるかあたらないかという部分に関して、仕事が忙しくて行けないとか、雪が降っているから行けないというのは、正直正当な理由……。

(「忙しいとは書いてない」「もう1回チャンスを与えたらいい」「3回でだめだったら判断すると」と呼ぶ声あり)

萩谷委員 この証人喚問、何回目要請して今回何回目ですか、この方に対して。

(「2回」と呼ぶ声あり)

萩谷委員 2回目ね。先ほど助川委員も言いましたけれども、あと1回、3回目はやって、もしこれでも来ないといえれば正当かどうということじゃなくて来ないですからそのときは、だからもう1回要請して、来ないときはやはり正当かどうかは別にしても、証人喚問をやらないということで私はあと1回に賛成ですね。

遠藤委員 気持ちはそのことだと思うんですが、法律上は議会が正当な理由と認めないときは、議会はその本人を告発しなければならないという義務なんです。告発しなければならないんです、議会は。この人は正当な理由でないのに来ないなとここで認めたら告発をする義務になっているんです。だから重いと言っているんです。もう来ないからいいやでは済まないんです。

この方に関しては、一番最初にお呼びしたときは、何の返事もなかったんですよ。何の返事ありませんでした。前回お呼びしたときはこういう理由で単身赴任というのと雪が深くてというだけなんです。なので、これだけ皆さん集約で足りない、不足だというのであればやはりそれなりのものをやる必要があるんです。

花島委員 大方呼ぼうという話だと思うんですが、ただ今度要請するときはまず相手の都合に優先で聞くと、それからもう一つは要するに法の重みというんですか、これで来れないということになったら訴追されますということをお知らせしてもらっている、やっていたと思うんですね。わかりました。ではもう一度よろしくお願いします。

委員長 今回届けてきた文書をちょっと読んでください。

ちょっとこの間置いてきた文書を読み上げます。

相手の方のお名前が書いてあって、那珂市議会議長、中崎政長名義で、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会への出頭について。

本議会において審議中の下記事項の調査にあたり、あなたの証言を求めることになっておりますが、再度下記により出頭されますよう地方自治法第 100 条第 1 項の規定により請求します。

なお、正当な理由がなく出頭せずまたは証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により、6 カ月以下の禁固または 10 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、当議会があなたから提出された欠席届の理由だけでは正当な理由に該当しないと認めるときは、地方自治法の規定により告発しなければならないことになっております。当委員会の調査を進めるためには、あなたの証言が必要不可欠ですので、どうしても 2 月 19 日に出頭できない場合は、調整させていただきたいと思っておりますので、出頭できる日を別紙に記入し、返送くださいますようお願いいたします。

1、証言を求める事項、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項について。

2、出頭の日時及び場所、日時、平成 30 年 2 月 19 日月曜午前 10 時、場所、那珂市議会議会全員協議会室、那珂市役所 2 階。

その下に米印で、調査特別委員会は、非公開として行う予定です。お手数ですが、別紙にあなたが出席可能な日をご記入願います。当職では土日、祝日まで対応する予定です。当日印鑑をご持参ください。恐れ入りますが、別紙に連絡先を必ず記入くださいますようお願い申し上げます。

ということで、問い合わせ先ということで、那珂市議会事務局、住所、それから電話番号を記載したものをこの間正副委員長とそれから副議長、あと事務局と 4 人して行って、ピンポンやったんですけれども、お留守のようだったので、メモも添えてポストに投函してきました、この文書を。もう 1 枚はいつなら来られるのかという日を第 1 志望から第 5 志望ぐらいまで何月何日の何時ごろだったら行けるよという日を記入してくれというのを置いてきました。だから来られたら来てねというのではなくて、今回はここまで結構触れているので、これでご本人がその気になってくれれば、少なくとも事務局に対して電話の 1 本ぐらいはかけてくれてもいいんじゃないかなと思っているんですけれども。

筒井委員 それはポストに投函した文書ですよ。単身赴任ですからご主人は遠くにいらっしゃるわけですよ、本人は。そうするとその文書が本人に届いているかどうかはわからないわけですね、今の状態では。お家のポストに入れたということは本人に届いているかどうか、返事は本人から来たんですか。その欠席、今回欠席で出席できないというのは。本人からですか。

委員長 きょうの欠席は……。

事務局長 2 回出しているんですが、1 回目証人としてお呼びしたとき、1 回目は多分本人だ

と思います。2回目につきましては、筆跡が違います。ですからこれは本人かどうか私では確認のしようがありません。

筒井委員 では、その旨の通達は本人に届いているかどうかは今のところわからないということですね。正当な理由についてもどこまで本人が認識しているかもちょっと今のところはわからないということです。

副委員長 だから本人と話をしたいので連絡先を書いてくださいと言っているんですけども、書いてくれないわけです。

（「もう一回チャンスを与えたら」と呼ぶ声あり）

筒井委員 今のお話を聞いていますと、全く本人は何かかわりたくないというようなのがちょっと見え見えですよ。それでその理由も単身赴任と雪の状態と、それ向こうから雪の状態ということで行けませんというものを待ってましたら雪が解けるまで待つような形になってしまう、かなり月日がたってしまうかと思いますので、何らかもう一度アプローチというか、ちょっと難しいかなと思います。

以上です。

副委員長 アプローチはさせていただくんですが、議会としては1回目、2回目のいわゆる単身赴任、積雪というのは理由にならないと、正当な理由にならないと考えますので、来てくださいというような要請でよろしいですね。

委員長 証人喚問につきましては、再度要求をするということでもよろしいですね。

あと耐震の件なんです。

遠藤委員 まだお呼びして来ていただいてない方が弁護士の方、これもやはり当然百条委員会としてお呼びしているの、同じような考えでまたお呼びしたいと思いますが、ただ弁護士に関しては理由が業務上のことのようなので、恐らく日程の調整をしていただいて、向こうが来れる日に委員会を開くというようなことでいいのではないかと思います、どうでしょう。

委員長 よろしいですか。弁護士先生にも再度出頭要請をするということ。

小宅委員 先ほどの阿久津先生が言うように守秘義務の壁というのは超えられるんですか。

遠藤委員 守秘義務はただ包括的に守秘義務があるわけではなくて、ここから先はやはりしゃべれないとかということは守秘義務を課せられますけれども、それ以外の部分は話せるところは当然あります。特に阿久津弁護士などは、ちょっとさっきの見解そのとおりだと思いますが、私自身は負担つき寄附というふうな疑義があるという話をずっとしているので、意見交換はしたいと思っています。そういった部分なんか全く守秘義務関係ないですね。守秘義務というのはプライバシーの問題、プライバシーを守るための話なので、そこは問題ないと思います。

あと、またその別の弁護士さんを含めて誰が代理として来たかとかという話、これは証言と食い違いが既にあるので、これはやはり事実確認をしなければいけないと思います。

から、これまた問題ない話だと思います。

副委員長 今回の補足なんですけど、今回お2人の弁護士を呼ぶ理由は、代理人の方は誰々弁護士にお願いしましたと実名出しているわけですね。もう1人の証言、元税務課長は誰々弁護士のはずですと2人の名前が出ているわけです。だから本当に代理人の方が依頼したというか、代理人のまた代理みたいな弁護士はどっちなのということだけですよ、基本的には。

あとせっかく来ていただくんだったらその負担つき寄附の見解とかそれもお聞きしたいというのがありますが、そこを確認するだけなので、依頼者から名前を出されてしまっているわけですから、間違いありませんというその証言だけで、私はそう思うんです。だから守秘義務に関係するような触れるようなところはないかなというふうに思っているんですが。

委員長 証人に関してはそういうことでよろしいですね。

あとは耐震性の問題なんですけれども、やはりまず早急にこの件はもう結論を出すべきだということと、この間みんなであそこを見てきて、中に入れてみて、再利用の価値あるかといったところから可能性は低いねというのは皆さん周知の事実だから、であればそこに何百万ものこれ以上の費用をかけることは必要ないなというふうにはこれは大体皆さん共通していると思うんです。大体皆さんから意見を聞いて、耐震検査の必要はないけれども、危険度の証明というのはやはり執行部としてしっかりと市民に対して説明すべきだというご意見が結構ありましたので、その辺を具体的に例えば先ほど遠藤委員の提案のこのチェックリストはかなりいいという話がありましたけれども、あるいは何か皆さんの中でこういう方法で危険性の証明ができればいいんじゃないかというもし提案、ご意見等あったらお願いしたいんですけども。

小宅委員 この危険度確認というのは、市民の説明のアリバイづくりのためにやるという前提なんですか。こういうこれだけの危険度があるから壊しますよという説明をしたいためにやるということなんですか。

委員長 要するに執行部のほうは危険だからと言っているんですけども、取得してから全然トラロープ1本だけでなんのやっとなくて、騒ぎになってから養生を始まったわけでしょう。だから本当に市の執行部はあの物件に関して危険だと思っているのかな、その辺をちゃんとチェック、はっきり言ってろくな確認せずに始まってしまったのではないかという思いがあるので、それではちょっと甘いのではないの、売却できるかできないかも含めて。

小宅委員 百条委員会でチェックリストで危険度チェックしまして危険でした、なんの意味があるんですか。

副委員長 そう思いました。私も最初はそう思っていました。でも今後これ解体というときに予算があがってきますよね、執行部でいつになるかわかりませんが、そのときに我々の

根拠として、その解体費用を認める根拠として、客観的な我々こういうチェックリストを、例えばですけれども、チェックリストでもって危険度を調査させましたと、なので危険だからその解体認めましょうという我々の今度は一つの根拠になりますよね。

小宅委員　なので先ほどから言っているように、証明するのは執行部の責任だと思います。

笹島委員　俺も何回も言っている、こっちではないんだって執行部がやるんだということで、あれは危険といえば危険、危険でなければ危険ではない、それだけの話でしょう。それでなんで我々がこれを時間を費やさなければいけないんだということを何回も同じこと言っているんだけれども、もう時間の無駄なような気がするんだけれども、やめてほしい、早く。

副委員長　それをまずしなかったとします。我々の中には客観的な根拠は我々の中にもなくなるわけですね。そのときにまた今度解体の予算が出てきたときに、どういう理由で認めるんですか。見て危ないのわからないですかと言うんですか。だからそういうためにもやはり我々としてもそういう根拠は持っていたらよろしいのかなと思います。

遠藤委員　これ調査票に基づいてチェックをしてどういう結果が出るか私ら今わからないでしょう、今の時点で。危険でない調査も結果も出る可能性だってあるわけです。ちゃんともう1回見たらば、それはわからない、ただそれは今まで市がちゃんと説明責任果たす上でやってなければいけないものを今やってない状態で、議会も一応野放しにさせている状態なんです、今は。調査委員会をつくってそういったものを執行部にちゃんとさせると、その結果危険だ、危険だととりあえず向こうは言っているわけですから、今も倒壊すると、本当なのかどうかを調査するということですから、調査はただ議会が調査みずから発注してこの調査票で我々ができないので、我々できなければ調査させるということで、その結果を出させるという意味合いは調査案件の中に当然入ってくると思います。

このチェックをさせて危険だというふうなものが出るかもしれないし、いやそこまで倒壊までしないよという調査が出るかもしれません。ただそれいずれにしても、それは我々が調査委員会を設置したので、ようやく出てきた根拠なんです。だからこれはやはり当然出させる必要があって、この我々調査委員会を設置する大きな理由の一つは、ここにあると思います。

実際その結果として、もし調べて倒壊するおそれがないと出てしまったら、これそうしたら今まで執行部が答弁してきた言葉自体が全く根拠なしに寄附を受けてしまったんだねと、実際専門家が調べたら倒壊はしないんだねということが判明するわけです。そうしたらばそこからどうするかはまた議会での議論をすればいいし、実際に調べてみたら倒壊しそうだと、これはこれでそれは今まで市が本当はやっていなければいけなかったものを我々が調査委員会を設置したことによってようやく客観的なものは出させることができたということで、これはこれで一つ我々も当然意味が大きいと思います。

小宅委員 そこは複雑なところで、例えばこのチェックリストでさっき富山委員おっしゃったように、チェックリストで遠藤さんが出してくれたやつでチェックをしましたと、こっちは資料がありますと、執行部のほうは先ほど出てきた 500 万円の見積もりで予算計上してきた場合、議会としてはどうするんですか。だから耐震診断を執行部はやると、500 万かけてやると言った場合、うちはうちらでこっちのチェック票でいいですよと、例えばそういう話になったので、執行部が今度 500 万円でやると言い出したときにはこれどう……。

遠藤委員 別に我々はそれを今耐震診断の調査をしろと一言も言ってないです。ただ見積もりをとって見たらどうかということをしているだけであって、その結果自体見積もりはどれと言っただけで、それをかけて予算を出してこいというふうな話しはしてないですよ、議会としては。

議長 これは遺産相続した 3 人の意見を聞きたい、百条委員会に。それから執行部は耐震の根拠がないんだと言うからこの百条委員会でそれを出せと、耐震の。だから私は議長名で見積もりをとらせたいんですよ、やれと言うから。そしたら 500 万円以上の金がかかる、それを執行部は議長、これはいくらなんでも高過ぎますよと、これをかけるんですかと戻してきたんだよ。そうでしょう。だからそれをやるかやらないかだよ。500 万円といたってこれ何回か見積り取り直してあっちこっち、何を言っているの。だからその辺をみんなが理解してくれないと議長、予算をとってやらせろよと言っておきながら後出しジャンケンでさあ見積もりがきました、さあこれはどうしましょうと言われても私も困ってしまう。その辺はしっかり。

花島委員 同じことなんです。まさにだから遠藤委員が言っているのはやれと言ってないなんて言ってない、全然違うんですよ。この委員会でやれということ決めたんです。皆さんそれ忘れてるんじゃないの。全然おかしいですよ。

だから本当はもう五百何十万かけてやってこうでしたというのは、あるいは今進めますという報告があったっておかしくないんです、全然。だけれども、執行部は今おっしゃったように多分これはすごいからやはり本当にいいんですかと聞いてきただけの話ですよ。だから我々は逆に言えばやれというのを撤回しなかつたらやるということですよ。やれという要請を取り下げなければ、そうです。

以上です。

萩谷委員 今花島委員が言ったんだけど、先ほど遠藤委員が言ったように、倒壊する話を出しましたね。倒壊するかどうか耐震をやらなければ絶対わからないですから、さっきのチェックなんかでは。だからそうするとやらざるを得ないです、耐震のあれを。結局倒壊をするかどうかを判断しようと言ったでしょう。倒壊となれば耐震のをちゃんと審査しなかつたらわかりません、あのチェックなんかでは。だから結果的には耐震をやるということなんです。だからそういうことではなくて、やはり私はそうい

う必要はないし、目視でもいいでしょうということで大体やらなくてもいいと言う人はそういう人だと思います。倒壊するかどうかを出すのならばもうやるしかないです。

遠藤委員 根本的には市長があれが今にも倒壊しそうだと言うからその根拠は本当なのかということでもそも始まったわけでしょう。当初は確かに耐震診断でそれをやらしてもらえればわかるだろうという部分があったからその話が出ました。ただ、正式にこれを発注かけましようというような話は当然見積もりもとらずにこれをやらせましようという話にはならないと思います。だからまずそのための見積もりなんだと思います。ただ実際その見積もりです。それもどういふところに見積もりをお願いすればいいかという議論は全くここでしなかったんですね。全くしてない。そういった議論が出てくる前にそういうふうな執行部からそういう見積もりが協会からのものがあがってきてしまいましたけれども、まず一つそれはあがってきた、確かに見ても見積もりは1社だけで済む問題ではないから、当然通常は2つ、3つとるわけですから、それを見た上で耐震診断というふうなものをどう判断するかということだと思ひます。

ただ、この最初の設置をした文書にも書いてありますけれども、客観的な危険度が不明だから調査をするというふうに書いたのであって、それが唯一の手法は耐震診断では別にはないですね。そういうふうなチェックリストというのは、これはひたちなか市で使っているものですが、これで特定空き家と特定されれば最終的には代執行して壊してもいいというような判断のもとになるものですから、それぐらいやはり重いものもあるのは間違いないんです。そういったものも使ってやるのかというのはまさに一旦見積もりが出されてきてこういう手法もあるというのが俎上にのった中で今議論する話だと思ひます。

特別委員会から最終報告で、その耐震調査をしるというふうな報告を出したわけではまだ一切ないです。

萩谷委員 遠藤委員が言うのはわかりますが、結果的に仮定が出てきましたよね。先ほど議長言いました。出てきたらばこれをどうするか、やるかやらないかをやってくれよと言うかどうかの話だと思ひます。またやらなくてもいいよというようなこの百条委員会で決めることだと私は思ひます。

先ほど花島委員も言いましたけれども、答弁の中で大きな地震が来た場合には倒壊するおそれがあるということを言っていましたよね、市長は。今すぐ壊れると言ってません。だからそういうことなので、大きな地震、だから耐震のあれをちゃんと審査受けて大きな地震が来たならばこの建物は壊れる可能性ありますよという耐震を受けるということなんですよ。今は壊れないです。何もなければ、でも外壁の問題とかいろいろあって除去しましようよということになったと私は思ひますけれども、そういうことで考えれば先ほど委員長から出ましたけれども、耐震を執行部に求めるのか、求めなかったのが一番のあれだと思ひます。決めることはまず。もちろんさっきの証人喚問は別と

して。

小宅委員 結局もう従来言っているんですけれども、いわゆる公共性も公益性も公平性もないんです、今回の件。唯一の市長の主張としては緊急回避だ、緊急性だという部分で、倒壊のおそれということを行っているので、百条委員会では倒壊本当にするのかどうか試してやろうかではなくて、倒壊するおそれがあるということ客観的に証明しなければいけないのは執行部のほうなんです、市長がそう言っているわけなんですから。なので、先ほどそれでこっちなんでやるんですかという質問で、古川副委員長がこっちもこっちで資料は持っておきたいということで、チェックリストでのチェックはわかりましたということなんですけれども、その上で向こうが客観的資料を出すといって耐震を何百万も計上してきたときに、あくまでその執行権は向こうですので、いやいやそれはちょっと待てよとこっちはとめられないじゃないですか、逆に言えば。なので、結局耐震診断をやらなくても結局執行部は客観的な根拠を持ってなかったということでの結論ではだめなんですかということが私の意見です。

委員長 いかがでしょう。

助川委員 執行部は小宅委員、逆にやらないと思うんだ、私。あれ以上お金かける必要はなくもう危険だからと、大きな地震が来れば今にも倒壊しそうだということをもう言っているわけだから、さらにそれに加えてお金をかけてそれを壊すなんていうことはあり得ないと思うんだけど、そういうことで。

ただし、その危険ということの裏づけをしっかりとりたいということは、執行部にこれお任せですね。委員会のほうとしては、その市民の皆さん方にこの物件に関しての実情を詳細含めた形でお知らせする意味でどういう対応するかということは、議会の決めようだと思うんです。目視で、あるいはチェックリストを先ほどもありましたけれども、そういうもので決定をするか、さらには執行部でご提示いただいた大きな金額がかかる会社にお任せするか、その選択だと思いますね。

私はもう最終的には解体する物件なので、最小限の裏づけをとれる形を選んでそれで委員会としては取りまとめをいただきたいというふうな思いです。

以上です。

花島委員 この遠藤委員が示した特定空き家管理不全の基礎調査票というやつですか、これを出させてもらうくらいは簡単ですよ、きっと。それはもう要請したらいいと思うんです。

ただ、遠藤委員がどこに頼むかとか見積もりをとらせるかなんて議論してないとおっしゃいましたけれども、我々からここにとらせろとは言ってませんが、遠藤さん自身がこの建築士事務所協会の名前をあげていますよ。忘れていませんか。ではそこに見積もりとったのを決めてないですよ。そのとおりです。でも全く議論されてないわけではないでしょう。それをそこに頼んできたのにああいいう言い方するのはちょっと私誠実さを

疑います。

笹島委員 バトルになりそうですから話しますけれども、そろそろ今回五百何万円から 480 万円、430 万円、それから 200 幾らということで、すごい金額ですね、正直言って。私の提案なんですけれども、やっても構わないですけれども、議会として執行部に対してやはりやってもらうのは結構ですけれども、びた一銭も出さないでできる方法ですか。例えば今言っていた建築家の方が 4 人ほどいますからその方に見てもらい、向こう寄りかもしれないかもしれませんが、それからチェックリスト云々なり、あと我々も目視していますからそういう感じで、そういう形をとらないと市民からしてみれば、話は戻しますけれども、市長が地震があればあれは倒壊するということなんですけれども、無人のビルですよ。地震があれば我々は住んでいるところはもっとすごいですよね。本当にいろいろな災難がくるわけですから、話を戻しまして、そういうわけでできれば今回決めていただきたいということです。

勝村委員 笹島委員言ったように 500 万円、400 万円、200 万円というような数字が出てきていますけれども、これでこの管理不全空き家基礎調査票、これでも十分いけるのではないかなと思うんですけども、誰がやるかが問題になるかもしれませんけれども、ただやはり執行部のほうにお願いして、これでやってもらえばいいと、そう思います。

委員長 いかがでしょうか。

それでは決をとりたいと思います。

耐震検査を執行部の出してきた見積もりがございましたが、いわゆるこの耐震検査を受けるべきか否かを当委員会の一応決をとりたいと思います。

では、耐震審査をすべきか、今回執行部からあがってきた見積書が 3 件ありますよね。今日あがってきたのが 3 件、最初の 1 件も入れると 4 件。そうするとその 4 件の見積もりのうちのいずれか 1 件でこの耐震診断を依頼すべきか否かということで決をとりたいと思います。よろしいですか。

ちょっと暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 30 分）

再開（午後 1 時 32 分）

委員長 それでは、再開いたします。

それでは、決をとりたいと思います。

耐震検査をすべきか否か、耐震調査をすべきか否か、耐震調査をすべきだと思う方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

委員長 いない。わかりました。耐震調査はすべきではないということで、当委員会は方向性は決めたということでよろしいですね。

小宅委員 なんで、今後もし執行部がこれを出してきても委員会としては要求してないという

ことを担保してほしいです。でないと議会から言われたから 500 万かけてやりますとか言われるのはそれはそれでまたぐあいが悪くなっちゃうので、百条委員会としてはやらないということで、執行部に申し入れをしないということで、決まったということをやんと向こうに申し入れをしていただきたい。

委員長 執行部にはきょうの決定を伝えるということでもいいですかね。わかりました。

遠藤委員 ただやはりそれなりの客観的な危険度の何かしらを提出してくださいという要求はやはりすべきですよ。今まで調査してきた中でも根拠がやはりないんですから、なくてもやはりこれで本当に適正かどうかというのは、やはり我々の中ではまだよくわからない部分ですから、改めて再度客観的な危険度調査は要求すべきだし、場合によってはこういう調査票を含めてリストを含めて客観的なものを出していただくようにこれは要請すべきだと思います。

委員長 耐震度の調査ということではなくて、いわゆる危険性のチェック、これは何らかの形で決定すべき、出すことだということですね、何もしなくていいよではなくて。わかりました。

とりあえずきょうのところはほかにご意見なければ耐震調査については依頼しないと、ただ危険度の証明ということ、これは必要があるということで、いわゆる証明でなくて危険度の何かしら記録は残すべきだということですかね。

遠藤委員 そういうことです。客観的な危険度のデータを何かしらやはり提示をしてくださいと、それを要求するというでないと、我々この調査特別委員会をやって調査したあれないですからそれはやはり提案していただきたいということなんです。

あともう一つ、これはあれですよ、この後閉会になるのかもしれませんが、次回の調査特別委員会に誰をお呼びするかということですが、それはその欠席だった相続人の方と弁護士二方だけでいいということになりますか。まずそれを聞いてということですよ。その日程調整をお任せを。

小宅委員 僕が言って呼べというのでなくて、ちょっと皆さんにお聞きしたいんですけども、さっき不動産審議委員会の議事録を古川副委員長が読んでくださったと思うんですけども、そこに出席していた人何人いらっしゃるかわからないですけども、出頭可能ではないかと、どのような議論が出たかというのをもうちょっと聞いてみてはどうかかなと思ったんですが、どうですか。

委員長 今の小宅委員の提案なんですが、いかがいたしましょう。

花島委員 必要ないと思います。もし委員会の中身がもっと詳しく知りたいなら議事録を熟読するか、あるいは録音があると思うんですよ。それを聞くぐらいでいいんじゃないですか。わざわざ呼んで証言を求める必要はないと私は考えます。

遠藤委員 呼んだほうがいいと思います。というのはあとは運営上今まで我々事実を確認するために秘密会でやっているんですね。だから一般市民からするとその秘密の中でまだま

だ会議がされていると思うんですね。なので、今度呼びすればその日程を調整してどなたかは出てこられる、今でもどなたの弁護士に依頼されたかその事実がまだはっきりしてない状態でありまして、ただ次回は恐らく出てこられる中での話だと思いますから、いろいろな事実関係が確認された上で、今までお聞きしたようなものを今の執行部の方々に再度今度オープンの方でお聞きするというのもこれは意味があるのではないかなと思います。

今のままでは秘密会でその閉じられた中で議論をしていますので、市民に対しての説明責任という意味ではちょっと薄いかかと、会議録もつくられますけれども、これは公開できないんですよ。なので次回は市長含め責任ある方々、多分審査会の出席者をお呼びすればそういう方々がおそらくお出になると思うので、その方々においていただいて今までの改めていろいろなオープンの方でお聞きをして、そういったこともきちんと傍聴含め見ていただき、議事録も公開できるような形で、百条委員会としてはやるべきだと思います。なので、審査会に出席していた当時の方々全員、証人喚問でお呼びすれば多分それもかなうのかなと思いますが、どうでしょうか。

花島委員 百条委員会なんですよ。証言を求めるわけですよ。それは非常に重いことなので、それを一委員会の個々の出席者、つまり委員に求めるって、それほど重要な案件はここにあるんでしょうか。私はそれ疑問に思っています。つまり何を聞きたいんですか。今日参考人として石川さんがおみえになって、私はきっちり答えてくれたと思っているんです、記憶の範囲内で。それ以上に何を聞きたいのか私にはわからない。我々まず証人としてお呼びするためには、これこれについて聞きますと伝えますよね。そういうことになっていますし、その中身はなんでしょうか。それをお聞きしたい。

委員長 提案者ということで、小宅委員。

小宅委員 先ほど石川部長も最初そういう話がありましたかと伺ったときに、ちょっと記憶にないですという回答から始まったと思うんです。やはり人間の記憶って薄い部分というのがあると思うんです。最後いろいろ思い出したとって話していただきましたけれども、それ以外の方々にもちょっとどういうやり取りが実際あったか、議事録をさっき読んでいただいてみんな聞いた限りでは、なんか途中うやむやに議事録がなっている部分があったと思うんです。そういった部分でどういう議論があったのかというのをちょっと聞いてみたい、いわゆる3月30日に最後の1枚をいただいて、4月18日が審議会があったという中で、その後寄附が実際に行われるのが4月17日ですから、そこをつなぐ唯一のやり取りが、庁議がその前にあったかもしれないですけども、やり取りが、唯一のやり取りがそこなので、やはりそこを事実を確認しておきたいということでの先ほどの提案をさせていただきました。

以上です。

花島委員 私の質問の答えになってないですね。要するにどういう具体的にどういう質問を投

げかけるのかを聞きたいんです、証言として求めることで。何が話がありましたかと。

小宅委員 先ほども出ましたが、実際に議会でこういう意見が出るだろうことがある程度危惧されていたと思われる趣旨の記述がありました。そういった部分が実際どういうふうなやり取りで、私がさっき議事録読んでいただいたのを聞き取った感じだと、危険だからというところで押し切るしかないニュアンスに聞こえたんですね。そういった部分も本当に実際にそこに行政としてこれは若干まずいのではないかという感じた部分があるのではないかというふうな疑義がやはり私は感じざるを得ないです。その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

花島委員 それはそういう疑義があるという意見があったかどうかのやり取りがあったかどうかを聞きたいということですか。それともこの間何人かの証人を呼んだときにどういうふうに思いましたかみたいな話だったら、私はそんなのほとんど意味ないと思っているので、具体的にこういう話があったかとか、あそこに議事録にない意見があったかもしれないということを聞きたいということですか。どちらなのでしょう。

小宅委員 その実際にその議事録に載ってないやり取りがあったのかどうかということを知りたいということです。

それから、不動産審議委員会というのは市の役職にかかわっている方々なので、呼ぶことに対してそれほど抵抗をすることはないかと思うんですけれども、どうして花島委員がそこまで反対されているのかちょっと私には理解に苦しむんですけれども。

花島委員 百条委員会は非常に重いんですよ。ちょっとした言い間違いでも下手すれば偽証ということと言われるわけです。なんでそんなのに呼ばれるんだというふうに思う人が結構いますよ。それでなくても市の職員とかというのは、この那珂市だけではないですけれども、あちこちからいろいろなことをやいのやいの、あれやるな、これやるな、こうやれ、ぐちゃぐちゃ言われて、それで型どおりのことしかやらないふうになる傾向があります。それをそれほど重要でもない、僕からしてみればですが、ことに関して百条委員会という形で証言まで求める、そういうストレスを与えるべきではないと思っているんです。だから僕は最初から反対だった、百条委員会には。

これは実際本当に何か疑惑があれば別です。市長がどこかから金もらってとか、どこかモリカケみたいにお友達に過剰な便宜を図ったのではないかと、そういうのがあればもうそれはそんなこと言ってられないんですけれども、だけれどもそういうものが見えないのにそういうふうに厳しい問いかけをするというのは、本当に職員を委縮させるだけだと思います。だからこの百条委員会の設置そのものが今後職員の仕事のやり方の萎縮を生むと私は思っています。

でもそれが本当に重要なこととか、本当に重大な疑惑があるならいいんですけれども、ちょっとした市長が大げさに言ったような話をそれが違うのではないかみたいな話だけで百条委員会をやるというのは全く賛成できなかったし、同じ趣旨で今回も不動産の評

価委員会に出席した方の証言を求めるというのは適切でないと思っています。

以上です。

小宅委員 今の花島委員の意見を聞いていて、一つ大きな認識があるなと思った点が一つありました。それは私はこれは過剰な便宜だと思っています。特定の空き家を寄附を受けて解体をして保留課税になっていた固定資産税も免除すると、これは過剰な便宜以外にもものでもないと思うんです。だからここまで騒いでいるんだと思うんです。なので、それを解明するために必要な証言、それは参考人で構わないと思います、証人でなくても。とれるものは全てとるとというのが百条委員会の意味だと私は思います。

以上です。

委員長 それでは、この件に関しましてほかにご意見なければ、不動産評価審査委員会のメンバーを。

助川委員 メンバーは何人ですか。

副委員長 私から。出席者名というところに書いてある方を言います。あくまでも委員です。

副市長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、いわゆる部長ですね。それから、事務局として財政課長、それから財政課の総括補佐、同じくグループの補佐、それから主幹、主事、財政課の職員ですね。関係課として建設部次長兼土木課長、同じく課長補佐、グループ長ですね、それから主幹、それから用地室長と同じく主幹、ですから土木課関係の方ですね。委員としては各部長、19人かな。事務局も入れてですよ。

委員長 ではもしこれ以上ご意見なければ。

遠藤委員 ただそれ全員かどうかという話ですが、ただ私は例えば先ほど石川さんがおいでいただいたときにお聞きしたように、税金免除の件はみんな知っていたのかどうかとかそういうところはやはり聞きたいんです。だからそういった意味ではただ全員呼ぶ気はなんか今聞いたら余りしないのですが、各部長級、市長と副市長と部長、当時の委員である部長級ぐらいでいいのではないかなという気はしています。

委員長 委員の中に市長は入ってないですね。

遠藤委員 ただやはり市長はお呼びしたいと思います。

副委員長 委員プラス市長。

遠藤委員 委員の中でもグループ長のレベルは要らないと思いますが。

副委員長 グループ長は委員になってないですから、委員は各部長だけなんです。副市長と各部長。

遠藤委員 わかりました。では市長と委員でいいと思います。

副委員長 委員は9名、各部長。

委員長 副市長と各部長で9名委員は。

副委員長 市長は別です。委員は9名。

委員長 出席となっているから市長が委員になっているかどうかはわからない。

副委員長 なってないです。だから副市長がトップです、審査会は。

委員長 不動産評価審査委員会のメンバーは全部でないということも今ありましたが、証人として呼ぶべきか否か、市長と委員を証人として呼ぶべきか否か。

最初に証人として招致すべきかどうか、次に参考人として呼ぶべきかどうかということで決をとりたいと思います。

まず委員会のメンバーの一部、市長とその委員のメンバーを証人として当委員会に要請するかどうか、人寄せするかどうかを確認します。

要請をしたほうがいいと思う方举手願います。

〔賛成者举手〕

委員長 お1人。

では、参考人として招致すべきだと思う方は举手願います。

〔賛成者举手〕

委員長 3名。

では、賛成少数につきこの委員会は評価審査委員会のメンバーは呼ばないということに決しました。

以上です。

あとほかにご意見なければ当委員会を終了したいと思うんですが、次回の日程につきましては、正副委員長と事務局のほうにお任せいただくということでよろしいでしょうか。

証人が出頭可能かどうかその辺も一番大事な部分なので、その辺含めて日程調整をしますので、お預かりいたします。

それでは、長時間にわたりご苦労さまでした。

これにて当委員会を終了いたします。

閉会（午後1時50分）

平成30年4月18日

那珂市議会 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長

綿引 孝光